

源氏物語系統論序説

池

田

龜

鑑

——主として青表紙本・河内本の形態に関する研究——

目次

一 緒言	三
二 源氏物語の諸本に關する概説	五
A 諸本の對立と先人の異本研究	五
B 諸本の系統は如何なる方法によりて闡明せられ得るか	一二
三 青表紙本の形態とその性質	三四
A 藤原定家所持の諸本の特質	三四
B 青表紙本の形態とその性質	四三
四 河内本の形態とその性質	四八
A 河内本の成立	四八
B 河内本の形態とその性質	五〇
C 耕雲本の形態とその性質	五六

一 緒 言

源氏物語を對象とする研究は、他の一般國文學研究の場合と同様に、種々の方面を考へることが出来る。例へば本文批評を主にするものであるとか、本文の解釋を主にするものであるとか、又は諸種の考證を主にするものであるとか、或はこの物語の時代的もしくは社會的性質の考察を主とするものであるとか、或は又この物語のもつ藝術的性質若しくは價值の吟味を主とするものであるとか、その他種々の方面が考へられるであらう。そしてこれ等の方面はいづれもそれぞれ意義があつて、いづれを可といひづれを非とする事も出来ない。むしろ源氏物語全體といふものを明かにするために、これ等の諸方面の研究は、各々それ等自身に於てきはめて重要な役割を受けもつものと云はなければならぬ。

しかし、あらゆる諸作品の場合にも同様に云はれ得ることではあるが、源氏物語の場合に於ても、常に本文の正しいものを根據とするといふきはめて平凡な手續が、最初のそして根本的な手續として是認されなければならない。少くとも正しい本文を先づ規定してかゝるといふ最も地味なそしてつゝましい努力が、侮蔑の眼を向けられる理由は毫も存しないのである。かの北村季吟の「湖月抄」は、定家の所謂青表紙本と同じものかの如く信ぜられて、解釋の根柢となり、又批評の根據ともなつて現在に及び、首書源氏物語の本文が不用意にも優秀であるかに云はれると、すぐその説が無批判のまゝで行はれる現状である。河内本といひ、青表紙本といひ、耕雲本と云ひながら、それが如何なるものであるかは、専門學者の間にすら、まだほとんど明かにされてをらず、又されようと思へるものではないのであ

る。勿論我々は決して九百年前の作者自身の稿本などの出る事を期待する譯ではない。しかし自筆稿本が出ないまでも、鎌倉時代の流布本と見るべき青表紙本及びこれに對立する秘本としての河内本の性質の如きは、今後の學者の努力によつて、なほ少からず明瞭にされ得る餘地があり、そこから源氏物語全體が一層明かにされて行くといふ事を常に疑つてはならない。又、もしかりに全く明かにされ得る點が見出されなくても、その明かにされないといふ事實がはつきりとしただけでも、學問上十分満足せらるべきではないか。分らない部分さへ分らないといふやうでは、決して學問の名譽でないと思ふ。

これまで自分の調査した源氏物語の諸本は部數にして約三百部、冊數にして一萬五千冊に足りない。勿論九牛の一毛であつて、これ以外日本に果して何萬冊現存するか計り知れない。今は現在までに見る事を得たわづかの諸本を、青表紙本・河内本・兩者に屬せざる本の三大系統に分け、それ等の各々の特質を證據の上から考察して見たいと思ふ。しかしかゝる企圖は、南北朝時代の源氏學者として重んぜられた四辻善成を始めとして、中世・近世・現代に互る多くの碩學も等しく手をつかなかつた最も困難なる大事業である。まだ諸本の一部分しか見ることを得ない淺學非才の筆者などの到底企て及ぶ所でないのみならず、ましてページを限定されたこの小論文などの論じつくし得る底の題目ではない。けれども詳細な考證は、他日一校本源氏物語刊行の機會に「源氏物語諸本攷」を出すことになつてゐるから、その時にゆづる事とし、今は大膽ではあるが極めて粗雑な考察をこの大問題の一面に加へた結論を先づ報告することにした。従つて本稿には不十分な資料を輕卒に處理したための、飛躍した推論や誤解などが少くなく、従つて修正すべき部分がなほ非常に多いに相違ない。もし謬説をもつて世を惑はすやうなことがあれば、それは全く筆者の無學と輕卒との罪である。偏へに大方の寛恕を庶幾ふものである。

二 源氏物語の諸本に關する概説

A 諸本の對立と先人の異本研究

源氏物語には異本が甚だ多い。これ等の異本が平安朝の末期から鎌倉時代の初期にかけて、已に多數存在してゐた事は、多くの證據によつて推定することが出来る。しかしこれ等の異本が、果して如何なる原因によつて發生したかはもとより不明である。著者の稿本に草稿・中書・淨書等の區別があつて、それがこれ等の異本を發生せしむる主要なる原因となつたかも知れないが、現存諸本を精細に比較した結論に従へば、これ等の異本の對立する原因は、單に作者の稿本の區別にのみ歸し難いものがある。源氏物語は平安朝以後、一般知識階級に非常に愛讀されたのであつて、後人の手による増補又は修正の事が屢々行はれ、轉寫の誤り、他本との校合、その他の事情が、何回となく反覆せられた結果、つひにかくの如き異本を發生せしめたと考へられる。源氏物語は、それ故に、一作者の限定された創作そのものではなくて、長い年月に亙る大衆の共同制作といふ性質をきはめて多分に有すると推定せられ得る。著者自筆の稿本が、直ちに印刷物として固定せず、しかも著作權といふ法律上の規定に拘束されずして、轉寫といふ方法のみによつて流布して行く古代の文學作品が、自ら大衆の共同制作といふ性質を加へ來り易い事は、きはめて當然であり、従つて源氏物語にかぎらず一般にわが古典文學の諸作品は、その見地から、今一度慎重に考へなほされる必要があるやうに思はれる。

さて平安朝末期から、鎌倉時代の初期にかけての源氏物語の異本が、如何に多數對立してゐたかは、次の二つの根據によつて推定することが出来る。即ちその一は、鎌倉時代に於て書寫された古寫本の本文系統を調べることにより、

その二は、古寫本の奥書、古註の記録等を參考する事によつて、異本對立の事情を推察し得るのである。例へば鳳來寺に秘藏される源氏物語は、大部分（補寫の部分を除く）源親行の本即ち所謂河内本を忠實に轉寫した本であらうと推定されるが、その本の夢浮橋の巻尾に、

和語舊說眞偽舛雜而披廿一部之本殆散千萬端之蒙其中二條都督伊房卿冷泉黃門朝睦卿五條三品俊成卿京極黃門定家卿以彼自筆等所擬證本也又堀河左府俊房公被書外題本書長紙唐折小葉子法性寺尚侍殿御本唐紙兩面書之續中納言局被中下之但往代之風雖難是非或以義理之相叶切句點或爲和字之讀安付鐫字是則被催多年之宿執所遂數度之校合也爰比校之本清書以前九帖遭回祿令燒失六帖爲權威被借失其後重校加畢抑一部之內始卷者綾小路三位行龍卿終卷者清範朝臣息女所書寫也嘉禎二年丙寅二月三日始校書建長七年七月七日果其篇千時萬字終點之朝也更瞻案式部之往情牛女結交之夜也遙思驪山宮之昔契染翰操□慨然而記。

朝議大夫源親行（花押）

とある。これによると、親行は廿一部の異本を見て不審を散じたことが明かである。親行は仙覺校本の基礎をなした萬葉集を校訂し、古今集及び新古今集をも多數の異本をもつて校合した校勘學者である。右の中古今・新古今は八種の異本をもつて校合したと傳へられてゐるが、源氏物語もまた八種の本を重要なものとして校合したといふことである。前記鳳來寺本の奥書によれば、伊房卿本・朝隆卿本・俊成卿本・定家卿本・俊房公外題を書ける本、法性寺尚侍殿御本等の本があげてあるが、河海抄には、

抑物語の證本一樣ならざる歟行成卿自筆の本も悉今世に傳はず源光行は八本をもつて校合取捨して家本とせり所謂二條帥伊房本冷泉中納言朝隆本堀河左大臣俊房本號廣表紙從一位麗子本土御門右大臣女法性寺關白本唐紙小章子五條三位俊成本京極中納言定家本號青等也各雖證本皆有異同猶勘合古本且可加了見者耶善者從之古人之美言也。

筆者云この説は細流抄・孟津抄・源氏物語聞書・娘江入楚・一簣抄等後世の諸註に引用踏襲せられてゐる。

右の如く河海抄に擧げた諸本は、前記鳳來寺本の奥書に見えるものに從一位麗子本を加へて合計七種であるが、八本をもてとあるによれば、之に底本を加へて八種と稱したものであらうか。古今・新古今の場合にも八本とあるが、この八は或は必ずしも實數を示すのでなく、ただ便宜上「多」の意味で用ゐたものであらうか。原中最秘抄の奥書に「以家々八本註説々不同」と聖覺（義行）がのべてゐるから、八本とは實數であるかも知れないけれど、前記奥書中に「廿一部」とある所よりすれば、むしろ八本を中心として他の多くの本を參考としたといふ意味に解するのが至當であるやうである。

右の八種の本の中定家本を除く諸本が如何なる本であるかは勿論明かでない。河海抄その他の諸註に引用されてゐるそれぞれの本文の一部分によつて、わづかにその性質の片鱗を推察することが出来る程度である。なほこれ等の諸本の性質については、別の機會に考へて見たいと思ふ。右の八種の本の中、後世最も重んぜられたのは、云ふまでもなく定家の青表紙本と、これに對立するものとしての河内守親行の校本即ち河内本とである。

我々は、源氏物語の現存諸本を、先づ青表紙本と、河内本と、そして右二者に屬せざる本との三種に區別して整理する事を、最初の仕事としなければならぬ。別系統の諸本は、これを更に精細に比較分類して行く時、或は親行の校合に用ゐた八部もしくは廿一部の諸本又はそれ等の系統以外の本の諸本をもその中に見出す事が出来るかも知れない。これ等の異本關係は重要ではあるが、就中青表紙本と河内本とは他の諸系統の本を壓倒し、源氏物語の對立せる二大異本として、花山院長親の校本即ち耕雲本と共に、古來學界に重きをなして來たものである。そしてこれ等の諸本の系統に關しては、已に弄花抄以後の諸註がほとんど例外なく考察の眼を向けてゐる。我々は先づこれ等の過去の研究に對して、一應吟味を試みる必要がある。左に示すものは、それ等の研究の主要なるものである。

弄花抄

諸本不同草書中書清書有差乎不可限青表紙河内守流兩本也俊成卿父子之本猶有異云々。

一葉抄

諸本不同事。草書中書清書等のたがひある歟。凡青表紙河内守がながれ兩本世に流布也。但俊成卿父子之本猶異同

あり云々可有了簡にや。

筆者云休聞抄・林逸抄共に一葉抄の説をそのまゝ踏襲してゐる。

明星抄

諸本不同事。

行成卿自筆本今世ニ不傳

源光行本八本ヲ以テ校合取捨シテ二條帥伊房本

冷泉中納言朝隆本

堀川左大臣俊房

本號黃表紙左大臣事鑑

從一位麗子土御門右大臣女號北政所

本

法性寺關白本唐紙小成子號尚侍殿本

五條三位俊成

京極中納言定家本號青表紙

私今所讀之本是也

誤歟

河海各雖證本皆異同猶勘合古今且可加了簡者耶善者從之古人之美言也。

此外私勘此本ハ勝定院殿ノ仰ニ依テ書朱墨ヲ加ラル、ト云々。

耕雲本河内本ニモ非ズ青表紙ニモ非ズ一樣各別之本也耕雲モ此物語ヲ史記之筆法ト見ラレケルニヤ史記之索隱ガ述贊ニ擬ストテ卷々ニ一首ノ詠有之此耕雲本ニハ非分ノ朱墨ヲ加ヘ首書ヲ書載テ文段ヲ分テリ初學ノ輩ノ迷ヒヲトクニハ便アルニ似タレドモ段キリ等相違ノコトアリ取用ガタシ青表紙ノ手カラ纔ニ與入ヲ以テ義理澄ス尤正道ナル者哉（中略）。

諸本ノ不同勿論歟其故ハ一切ノ文章ニ草書中書清書ノ三ツアリ傳寫書寫ノ誤リ勝計フベカラズ況ヤ大部ノ物語書生ノ失錯勿論

ノ義也青表紙河内方ニハ限ベカラズ又此物語ノ習ヒ史記ノ筆法ヲナヅラヘテ同詞ヲ以テ書之然ルヲ道ヲ知ザル後生ノ所爲ニ書生ノ誤ナルベシト稱シテ今案ヲ加ヘナホシ改メ來レリサル故ニ正本マレニノミナリテ物語ノ本意ヲ失ヘリ此ニ定家卿ノ青表紙

正本ニシテ作者ノ本意ヲ得タリ尤可守此旨者也（中略）。

此物語モ傳寫書寫ノ誤リヲソダテ、無盡ノ理ヲツケタルコト共諸抄ニ有也サレバ定家卿モ古今ノ與書ニ書生ノ失錯ヲ以テ有職ノ祕事ト稱ス道ノ塵障ト云ベシト云リ又後人ノ推量ヲ以テナホシ改モテ來ル事共アリ尤可悲事也此青表紙ハ誠正義ニシテ竹中本トモ申ベキ也。

玉津抄——黃表紙俊成卿青表紙定家卿二條家用之與入斗にてよむ也云々已達所爲也爲相母阿佛爲氏繼母也與入を切て被渡たる也

河内守親行
河内本素寂法師 河内元祖也紫明に被授
たるを河海に被書云々

紹巴抄——此物語に本の差異あり定家卿御自筆青表紙中比斷絶のやうなりし事は河内守光行源氏物語をとりわきもてあそばれ

しまゝ河内本と世間にいひならはせり耕雲花山流河内本を信じて心得がたき所をなほされし本を用給ひ（中略）爰宗祇定

家卿御本の御流をゆかしくおもはれて志多良奉公ノといひし人にあひ申され青表紙傳校してのち猶不審を一條禪閣御所へきは

めて三條西殿内府へ講釋申さるゝといへども禁中のふかき事は逍遙院殿へ尋申されし事とあり稱名院殿右府逍遙院殿二男

殿にもこえたる御才覺にて古來とどこほれる義理を御説明有しもの也佛教儒道と國の事の通達のほどはしるしがたきのみ諸本

不同草書中書有差乎不可限青表紙河内守流兩本也俊成卿父子之本猶有異云可有斷簡殿

峴江入楚——河内本は河内守源親行が本也これは心得にくき所は詞をそへ或は詞をけづりて義理をつけたるほどに色々の惑説

が出て作者の本意とはちがふこそ當流は定家卿の青表紙を用ひ來るぞ紫明水原より河海などまでも皆河内本の注とみえたり

されどもそのよき所をば當流にも用るぞ定家卿は此物語に系圖などをして紫上はたが子雲井雁はたれといとこなどいひて有

職をたつるとてさへきはれたるぞ其心は只詞の幽玄述作の妙處に心をつけよといふをしへ也當流の心は萬事如此なるべしさ

ればくはしくしたる抄物などはなき也伊行がしたる奥入にそゝとかきくはへて青表紙の奥に書入られたるを奥入と名付たるぞ

此青表紙定家卿より爲氏まで傳りたるをある時爲氏のみくたびれて此本を枕にしてそとまどろまれたるを爲氏の繼母阿佛のみ

つけて家本を聊爾にすると爲家卿へ訴へてとりかへされたと也其後又爲氏卿へ返し遣す時阿佛の和議にて奥入をばきり出し

て物語の本ばかり爲氏へ返されたとといひつたふると三光院内府物語せられ侍き。

青表紙河内本の當流にかぎらず悉相違のことはある也俊成卿定家卿父子の本猶異同ありと云々。

筆者云一簣抄この説をそのまゝ踏襲す。

源義辨引抄——一、諸本不同 西三條三光院御説云

（筆者云 この書明皇抄の説を踏襲すれども、小異あるをもつてここに擧ぐ）

行成卿自筆本 是は今の世に傳はらず。

河内守大監物源光行本 八本を以校合取捨して家本とすこれを河内本と世にいひならはせり。

二條帥伊房本。

冷泉中納言朝隆本。

堀川左大臣俊房本 號實表紙俊房は坊城京極北政所本土御門左大臣女從一位少輔京極北政所法性寺關白本 唐紙小及紙也號尚侍殿本。

京極中納言定家本 號青表紙 宗祇用之に今流布す一華堂云定家の青表紙を周防國守にて一覽せり紙は備中のかいた也外題は青表紙に定家の打付書也百四代後土御門院宸筆にて式の外題をまんなかにおし給へり源氏外題を今世に正中におすは是を例とせり定家卿自筆は桐壺花宴橋姫の三冊也餘は俊成卿女などの筆也水尾盡卷うせしを逍遙院殿書たし給へり東山殿慈照院義政公の御物なりしを若衆の宮内少輔に下されたり其後周防國大内良隆へ山名刑部少輔が女婚の時に乗物に入て遣せし也。

耕雲本 西三條實枝云河内本にもあらず青表紙にもあらず各別の本也花山院の庶流右大將長親入道して耕雲と號す耕雲も此物語を史記の筆法と見られけるにや史記の索隱に擬とて卷々に一首の詠あり此本には非義なる朱墨を加へ首書をし又段をわかつてり初學の輩の迷をとくに便あるに似たれ共相違の事あり定家の青表紙の手柄は纔與入を以て義理を澄正道なるものをや。

耕雲は無双の才藝にて後醍醐の南朝へまゐり周禮儀禮を講談し日本によむ人は有まいと自稱云云南朝にて右大將にて翰林學士を兼たり希代事也されば

新葉集 中納言に侍ける時文章博士を兼て准儒の宣旨をかうぶりける家に五十首歌よみけるに林花といふことを。

右大將長親

思ひきや筆の林に花の香をわが袖にさへうつすべしとは。

後に南朝より歸參せられたり。

實枝云諸本不同勿論數清書は行成卿也云云凡一切文章に草書中書清書の三あり又展轉書寫の誤不可勝計況大部の物語書生の失

錯勿論の義也青表紙河内本には不可限又此物語は史記の筆法に准て同詞を以書たり然るに通しらぬ後生の所爲に書寫の誤ならんとて改來れり故に正本稀になり物語の本意を失へり爰に定家の青表紙正本にて作者の本意を得たり尤可守此旨もの也内典にもかゝる事有し天台の本書に書生の誤多無盡の論義ありしを其後廬山の竹中本といふ正本出來て校合せしにて年來の誤たる論義破て六十卷本書正説を得たり此青表紙は竹中本のごとし定家卿古今集の奥書に以書生失錯稱有職祕事可謂追之魔障不可用之云々あやまりに註をつけて祕事とする事をいましめられたり。

中院通茂聞書——諸本不同 一草書中書清書仍各有差異清書權大納言行成也行成卿自筆の本今世に傳はらず。

今所用は定家卿本此號青表紙此本道遠院時出來道遠院稱名院西室公順三筆にて被寫留之天下の證本となりたり。

又河内本河内守親行が本也是は心得にくき所は詞をそへ或は詞をけづりて義理を付たる程に色／＼の感説出來て作者の本意とは相違せり。耕雲本 河内本にも非ず青表紙にも非ず一様各別の本也。

玉の小櫛——本はむかし河内本といふと青表紙といふと大かた二やう有しとぞ其中に定家中納言の本なるをもてちかき諸抄なべてよきあしきをいはずひたぶるに青表紙のかたととられたるさまなるはいかにぞやいづれの本にまれよきあしきにつきてこそとりもすてもすべきわざなれかならずそのぬしによりてさだむべきにはあらざるをやかくて今の世にある本ども摺たる寫したるあまたなるをおの／＼と／＼にすこしつづの異有てたがひによきことあしきことあるをおのれあまたよみ合せてこれかれ異なるところ／＼中によきをとりてしるそのくだり別におくに物しつすべて假字がきのふるき書ども今の世につたはれるいづれも／＼寫し誤れることおちたることなどおほくしてよみときがたきふしおほかるに此物語はしもよ／＼の人々のことにふかくめでられてひろくもちひらるゝことのこよなかりしけにやあだし書どもにくらぶれば寫し誤はいとすくなくなむむけるされどなほひが寫しと見ゆる所々もたえてなきにはあらずかし。

以上にあげたものは河海抄以後の諸註に見える異本研究の主要なものである。これ等の研究は、異本研究としてはほとんど價值なきものであつて、河海抄以外の諸説は、その耕雲本に關する部分を除く外、全く前説の踏襲にすぎな

いものである。前掲諸註の著者が、果してその論ずる所の諸本を一々實地に於て精査したか否か、頗る疑問としなければならぬ。恐らくは河海抄に基く舊説を摸倣踏襲したものにすぎないであらう。我々はかくの如き古人の異本研究を根柢あるものとして信賴することは絶対に出来ない。それ故に、我々は過去の研究に頼ることなく、進んで、我々自身に於ける根本的な方針を樹て直し、新しい研究方法を見出し、從來なされた異本研究を再吟味し、これを批判し検討すると同時に、更に一步を進め、何物にもとらはれざる自由な立場に於て、しかもあくまでも客觀的な科學的方法のもとに、諸本の形態性質等に關する新しい結論を求めなければならない。

B 諸本の系統は如何なる方法によりて闡明

せられ得るか

河海抄に示された八種の異本のそれぞれを、今、現存諸本中より明白に指摘する事は困難なことであるのみならず、恐らく絶対に不可能なことであらう。弄花抄以後の諸註に見える異本研究の中、最も注意すべきことは、前にも述べたやうに、諸本中、青表紙本・河内本・耕雲本の三者が、各種の異本中、最も重要なものとして認識されてゐる事である。これは、それ等の諸本が最も有力なる本として世に行はれてゐた事實を裏書するものでなくてはならない。もしこの假説が認められるならば、河内本・青表紙本・耕雲本は、何時かの時代に流布本性的性質をもつたか、或は權威ある學統の定本であつたか、或は禁裡又は仙洞の如き高貴なるあたりの祕本であつたか等の事情が類推される筈である。もしその類推に誤りがなければ、右三系統の諸本は、他の全然別系統に屬する諸本に比して、一層多くの傳本を残してゐる筈であるといふ想像に可能性が加はる譯である。従つて、源氏物語の異本研究は、先づ何よりも青表紙本

と、河内本と、耕雲本との性質を明かにし、それ等の標準的な形態を規定した上、これに照合する事によつて、所謂別本系統の諸本の性質ならびに形態が闡明されなければならない。この手續は恐らく最も妥當なものとして許容せられるべきであるのみならず、むしろこれ以上に確實な方法は他にあり得ないと考へられる。

さて現存諸本を、右三系統と、これ等の各々に屬せざる別系統とに整理するがためには、先づ三者の中のいづれかが、規準として確實にせられなければならない。即ち青表紙本又は河内本のいづれかの正體が先づ明確にされないのでは、一步を進めて他を明かにする事など出来るものではない。しかるに、我々は未だかつて青表紙本の性質なり形態なりについて、如何なる學者からも明確な斷定を示されたことはなく、まして河内本については今まで全く完備した例證を示されず、ほとんど何等信賴すべき親切な説明をもきいてゐないのである。換言すれば、青表紙本も、河内本も、耕雲本も、共に名のみ喧傳されながら、しかも完全なる實質はたしかにこれと示されてゐないのである。

先づ最初の手續としては、現存諸本が博く捜査され、蒐集されることである。所謂秘本と稱するものや、意味なくして死藏されてゐるもの等が、學者の研究のために明るみに出され、綿密に比較研究されることが必要である。諸本系統の如き形態に關する研究は決して哲學的な理論の問題ではない。博物學的な事實の問題である。新しい事實は新しい資料によつて示されるが、その新事實は過去の學說を根本的に破壊し、新學說を建て直すだけの實力をもつてゐる。それは自然科学の場合と同様であつて、この事實だけは、如何なる天才と雖も絶対に創作することの出来ないものである。文學に關する學問には、勿論哲學的な方法が重要でなければならないけれども、他の一面に同様自然科学的な方法の必要であることも忘れられてはならない。

さて右の如く博く蒐集された諸本は、次にこれが系統を明確に規定する標準は何であらうか。何を根據として、そ

れぞれの本文系統を明白に分別するのであるか。換言すれば我々が混沌たる現存諸本を吟味して、こゝに整然とした系統を見出し、組織ある分類を立てようとするには、如何なる標準により如何なる方法をとるべきであるか。更に換言すれば、何を規準としてこの雑多なる異本の混亂を統一ある組織にまで導くべきであるか。この問題が先づ吟味されなければならない。そしてこれについて考へられる方法は次の四つである。

- 一、奥書（各巻の終、一部の終に存するもの）の記載事項を標準とする場合。
- 二、古來の諸註に列記したる異本本文の差異の條々を標準とする場合。
- 三、諸註に引用せられたる源氏の本文を標準とする場合。
- 四、原本に近しと信じ得べき本を標準とする場合。

右の四つの場合の中、先づ第一について考へて見る。凡そ奥書は多くの場合一部の巻末に存するのが普通である。即ち源氏物語にあつては夢浮橋の巻に存するのが例である。しかるに、場合によつてはこれが第一冊目即ち桐壺の巻の巻末に存する事がある。元來奥書は、書寫の際親本にあつたものをそのまゝ忠實に轉寫する場合もあるけれど、又時によつては校合に用ゐた異系統の本に存する奥書を、後から見ればあたかも原本に存せしが如く考へられる程不分明に轉寫することもあり得るし（例へば康永二年兼好法師奥書本の如く）又全然機械的に他本の奥書のみを校合もせずしてそのまゝ巻末に書き寫す場合もあり得る。（例へば爲相とか釋正徹とかの奥書を傳へてゐる本の如く）又この物語は元來五十四帖といふ多數の帖によつて成立してゐるから、その中の一帖乃至數帖が何かの理由によつて缺本となり、それを或は心なく、或は止むを得ず、異系統の本をもつて補寫する場合が非常に多いのである。（例へば鳳來寺藏本、大澤家舊藏本等の如く）右の如き事情は源氏物語に於て止むを得ない事であるから、たとひ夢浮橋の巻末に、

河内本たることを證明すべき奥書があるとしても、その故をもつて、直ちに全帖悉く河内本であると断定することは絶対に出来ないことである。例へば鳳來寺所藏本には、前記の奥書が儼然として存在し、この點よりすれば全帖悉く河内本でなければならぬにかゝらず、一部中にはなほ幾多の青表紙本が補寫されて混入してゐる。又東山御文庫藏本には、右親行の奥書の外に、

正和第三之曆大簇上弦之候以亡父之證本不違一字終書寫之功畢就中於夢浮橋者依爲終卷自染短筆加之凌七句之老眼遂一部之校合畢而愚息知行依爲器用讓與之頗足後昆之證鑒矣。

桑門聖覺 在判

元德第二曆林鐘上弦之候人定於燈本書寫了此本者河内兵衛大夫入道聖覺自筆本也尤爲證本歟。

とあつて、この奥書よりのみすれば、御本は親行がその子義行（聖覺）に傳へ、更に義行がその子知行（行阿）に傳へた所謂家の證本たる本の系統なることが異議なく想像せられる。しかるに、御文庫本は、實際に於て數帖を除く外河内本と認めることは絶対に出来ない別系統の本である。又北條實時が當時の名筆に依託して書かしたと云はれる古寫本の如きは、その奥に、

正嘉二年五月六日以河州李部親行本終一部書寫之功畢。

越州刺史

とあつて、その書寫年代より見ても、その權威ある奥書より見ても、まさに河内本の證本と見て何等差支ないやうに考へられるが、しかし我々はその松風の卷に深く疑問を抱くのみならず、進んでその卷が河内本にあらざることを主張したいとおもふ。これ等は異系統の本が混入した爲であつて、その混入の時代は、古きは筆者生存中にあるものが

ある。されば、單に奥書のみをもつて五十四帖全體の卷々の系統を斷定するなどといふことは、特別の場合は除き、多くの場合は、きはめて危険千萬な企として警戒されなければならない。

次に古來の諸註に列記したる異本文の差異の條々を標準とする場合について考へて見よう。河内本と青表紙本との差異に關しては、河海抄以下の諸註の所々に、本文の一節を引用してあるによつて、その大略を知ることが出来る。その最もまとまつたものは千鳥抄の奥にあるものと、常木別註の奥にあるものである。先づ千鳥抄のそれについて見るに、

源氏物語青表紙定家流河内本分別條々

きりつぽ

河内本

繪にかきたる楊貴妃のかたちはいみじきあしといへども筆かぎりありければいとほひすくなし太液の芙蓉未央の柳もげにかよひたりしかたち色あひからめいたりけむよそひはうるはしうけうらにこそありけめなつかしうらうたげなりしありさまは女郎花の風になびきたるよりもなよびなでしこのつゆにぬれたるよりもらうたくなつかしかりしかたちけはひをおぼしいづるに花鳥の色にもねにもよそふべきかたぞなき。

青表紙にらうたげなりしをおぼし出るに花鳥の色にも音にもよそふべきかたぞなきとありをみなへしなでしこの詞なし。

同卷の末に

内にはもとのしげいさを御さうしにてはゝみやす所の御かたの人々まかでちらずさぶらはせたまふさとの殿はもくすりたくみつかさなどにせむじくだりて。 青表紙にはさとの殿は修理職たくみつかさとあり。

はゝき木

河内本

しのぶのみだれやとうたがひきこゆることもありしかどさしもあらざりけり。

青表紙にはきこゆることもありしかどさしもあだめきめなれたるうちつけのとありあらざりけりの詞なし。

うつせみ

河内本
あかつきちかき月くまなくさし出てふと人かけのみえければ又おはするはたぞとふせうのおもと也。

青表紙には民部のおもとなめりとあり。

若むらさき

河内本
うちしみつゝ見たてまつるいとたるとき大とこのさま也さるべきふむつくりてすかたてまつり。

青表紙にはさるべきものつくりてとあり。

すゑつむ花

河内本
内はいかにの給はせむとすらんといとまめやかにのたまへばいと／＼はしとおもほして御硯のかめの水にみちのくがみをぬらしてのごひ給へば。

青表紙には龜の水みちのくがみなどの詞なし。

紅葉賀

河内本
こゑはいとをがしくてうたふぞすこし心づきなきや文君などいひけんむかしの人もかくやをかしかりけむ。
青表紙にはがくしうにありけむかしの人もとあり文君の詞なし。

匂兵部卿

くいたいしのわが身にとひけるさとりをもえてしがなと。

青表紙にはせんけうたいしのとありてくいたいしの詞なし。

右兩本之差別如此候敷詞之前後之相違其外少之違不可勝計候先各別之處斗應芳命註進之候以是則可有御覺悟候殊愚本不隨身候之間不可有正體候。

本奥書云
此源氏物語 青表紙 河内本 相運之事書外題之次政弘朝臣本寫之而已。

龍翔院奥書 判

とある。

次に帚木別註について見るに、

光源氏物語 定家の本河内本の分別の事

桐壁

一なつかしうらうたげなりし有さまはをみなへしの風になびきたるよりもなよびなでしこの露にぬれたるよりもらうたく

本如此。

定家の本にはなでしこをみなへしの詞なし。

なつかしうらうたげ成しをおぼし出るに花鳥の色にも音にもよそふきかたぞなき如此。

同卷の末に

一さとの殿はもくすりたくみつかさに宣旨下りて。

定家の本には修理職たくみつかさとあり。

帚木

一おほとのはたえくまかで給ふ忍ぶのみだれやと聞ゆる事も有しかどさしもあらざりけり河内本 如此。

定家本にはさしもあらざりけりと云詞なし。

聞ゆる事もありしかどさしもあだめきめなれたる打つけのすきくしさなどはとあり。

空蟬

一又おはするはたぞとふ少將のおもとなめり。

定家本には民部のおもとあり。

若紫

一さるべきふん作りてすかせ奉り河内本如此。

定家本にはさるべき物作りてとありいづれも御ふうの事也わらはやみの段にて。

紅葉賀

一文君といひけん昔の人も河内本如此。

定家本にかくしうにありけん人もかくやをかしかりけんと有。

花のえん

一心いるかたならませは弓はりの月なき空にまよはましやはといふ聲ただそれなり嬉しき物からいとうるさし河内本如此。

定家本にうるさしの詞なし。

條々御尋候旅行之事候間本など不致所持候間暗にしるし申候不可有御承引候也。

鳥嘴菴殿

一校畢

兼載判

とある。右河内本・青表紙本差別の條々は、猪苗代兼載が抄出して他に示したものであるが、右兩者の奥書によつても知られる如く、河内本と青表紙本とは「詞之前後之相違其外少之違不可勝計云々」といふ程の相違をもつてをり、かつ兼載の時代に已に兩本の分別が一般には明瞭に知られてゐなかつたことが分り、しかもその分別の急所を知らうとする學者の多かつたことが分る點に於てきはめて貴重な文獻である。この差別の條々は、河内本と青表紙本とを分別する一つの規準となし得るものであるが、しかし兼載自らも「各別之處斗應芳命註進之候以是則可有御覺悟候殊愚

本不隨身候之間不可有正體候」と云ひ「條々御尋候旅行之事候間本など不致所持候間暗にしろし申候不可有御承引候也」と云つてゐるやうに、右の條々は差別の一部分のみを抄出したにすぎず、かつ又これを認めた時兼載の手もとには證本がなく、單に記憶のみをたどつて書いたものであることが明白であるから、従つて誤りも少くないことを先づ知つておかねばならない。例へば花宴の卷「嬉しきものからいとうるさし河内本如此 定家本にうるさしの詞なし」と云つてゐるのは、兼載の記憶の誤りであつて、河内本の實際はさうでないのである。従つて千鳥抄及び帚木別註の卷末に見える兼載の記述は、兩本分別のためにきはめて有力なる一資料とはなり得るけれど、なほ未だ不完全不十分であつて、全然信用することの出来ないものである。

次に原中最秘抄・紫明抄・河海抄・花鳥餘情以下の諸註には、所々に源氏の本文の性質を論じ、或は又河内本・青表紙本等の差異を論じたものが少くない。しかしこれ等は、多くの古註がすべてさうであつたやうに、前人の説をそのまま踏襲する場合が甚だ多く、弄花抄以後になると、ほとんど前説の孫引といふやうな形となり、確實に原典の調査を経て書かれたものと見ることの出来ないものが多くなつてきてゐる。今参考のために桐壺の卷の有名な「をみなへしの風になびきたる云々」の箇所を諸註について列記して比較して見よう。

原中最秘抄——タイエキノフヨウモゲニカヨヒタリシカタチ色アヒカラメイタリケンヨソヒハウルハシウケウラニコソアリケ
メ。

私云亡父光行ムカシ五條三品ニ此物語ノ不審ノ條々ヲ尋申侍シ中ニ當卷ニ繪ニ書ル楊貴妃ノ形ハイミジキ繪師ト云トモ筆カ
ギリアレバニホヒスクナシ大液ノ芙蓉未央柳モト書テ未楊柳ト云一句ヲ見セケチニセリ是ニヨリテ親行ヲ使トシテ楊貴妃ヲ
バ芙蓉ト柳トニタトヘ更衣ヲバ女郎花ト撫子ニタトフミナ二句ヅ、ニテヨク聞エ侍ルヲ御本從成卿未央柳ヲケタレタルハイ

カナル仔細ノ侍ルヤラント申タリシカバ我ハイカデカ自由ノ事ラバシルベキ行成卿ノ自筆ノ本此一句ヲ見セケチニシ給ヒキ
紫式部同時ノ人ニ侍レバ申合スル様コソ侍ラメト是モスミヲ付テハ侍レドモイブカシサニアマタ、ビ見シホドニ若菜卷ニ
テ心ヲエテオモシロク見ナシ侍ナリト申サレケルヲ親行此由ヲ語ルニ若菜卷ニハ何ニ同類侍ルトカ申サレシト云ニソレマデ
ハ尋申サズト答侍シヲサマ、恥シメ勘當シ侍シ程ニ親行コモリ居テ若菜卷ヲ數反ヒラキミルニソノ意ヲエタリ六條院ノ女
試樂女三宮人ヨリチヒサクウツクシゲニテタダ御衣ノミアル心チスニホヒヤカナルカタハオクレテイトアテヤカニナメカ
シクテ二月ノ中ノ十日バカリノ青柳ノシダリハジメタラン心チシテアリ柳ヲ人ノ只ニタトヘタル事アマタニナルニヨリテ見
セケチニセラレ侍シニコソ三品ノ倭才勝タル中ニ此物語ノ奥義ヲサヘキハメラレ侍リケルアリガタキ事ナリシカアルヲ京極
中納言入道ノ家ノ本ニ未央柳ト書レタル事モ侍ルニヤ又俊成卿ノ女ニ尋申侍シカバ此事ハ傳々ノ書寫ノアヤマリニ書入ルニ
ヤアマリニ對句メカシクニケシタル方侍ニヤト云ヨリテ愚本ニ不用之。

紫明抄——繪にかけるやうきひのかたちはいみじきゑしといへどもふでかぎりありければいとほひすくなしたいえきのふよ
うげにかよひたりしかたち色あひからめいたりけんよそひはうるはしうけうらにこそはありけめなつかしうらうたげなりしあ
りさまはをみなへしの風になびきたるよりもなよびなでしこの露にぬれたるよりもらうたくなつかしかりしかたちけはひおほ
しいづるにはなとりのいろにもねにもよそふべきかたぞなき。

おほよそ源氏物語といふものあまたあるなかに光源氏物語といふは紫式部君のしわざなりしかるを亡父大監光源光行が家に
つたへきたれる本むかしよりよみつたふる説也みだりがはしきによりて人のまよひをたすけ世のさまたげをたゞさんがため
に句點をきり餘字をつくといへどもわたくしあるにたり故實の人にとぶらはんとおもひて五條の三位の亭にまかりむかひ
て此事を讀すべきよし申におほきに悦びて年來をねがふ所此事にありとて暮年に功をうへたり其間したがへつかへたる物た
だ親行ひとり日をかゝずこゝに三品の本桐帶巻をひらきみればゑにかけるやうきひのかたちはいみじきゑしといへども筆か
ぎりありければいとほひすくなしたいえきのふようびやうのやなぎもとかきてびやうの柳といふ一句をみせけちにせり則

親行を使として申やりける楊貴妃をば芙蓉と柳にたとへ更衣をば女郎花となでしにたとふみな二句づゝにてよくきこえ侍るを御本に未央柳をけたれたるはいかなる仔細の候ぞやと申たりしかばわれはいかで見えたる自由のわざはし侍べき行成卿一筆の本にこの一句をみせけちにせり紫式部同時の人に侍れば申あはするやうこそありつらめとてこれもすみをつけては侍れふいぶかしさにあまたたびみし程にわかな巻にて心をえておもしろくみなして侍也と申されけるを親行かへりてこの由をかつたるにわかなの巻にはいづくに思ひあはせられたるとか申されしといふにそれまではたづね申さずとこたふる時人の使は問答いぶかしからぬをこそ專使とはいふに汝道理をわすれたる不覺の事なりすみやかに見あきらめて不審をひらくべしと申されてことはりなれば親行とちこもりて若菜巻をひらきみることに六十反におよびてその心をえたり朱雀院の五十の御賀を六條院の御沙汰としてとりおこなはれし時女試樂に院人^{女三宮}のありさまをよろづのものに思よそへられし時みやの御方をのぞき給へば人よりけにちひさくうつくしげにてたゞ御ぞのみある心ちすにはひやかなるかたはおくれてたゞいとあてやかになまめかしくて二月の中の十日ばかりのあをやぎのわづかにしだりはじめたらん心地してうぐひすのはかぜにもみだれぬべくあへかに見え給さくらのほそながに御くしはひだりみぎよりこぼれかゝりてやなぎのいとさましたりとかけるにはじめのびやうの柳はようなきものとみつやがて父にかたるにみやこに好士さま^{御本もい}おほかれどこの三品の知才すぐれたるなかにこの物語をあきらかにもてあそぶたぐひなきがゆえに逸興をみたてられたるなるとしてこの一句を見せけちにし侍しかば素寂が本もおなじくみせけちにし侍也。

河海抄——たいえきのふようびやうのやなぎにも。

俊成卿本に未央柳の一句をみせけちにしけり是は行成卿自筆本の書様云云。

源親行云六條院の女樂に女三宮を二月ばかりのあをやぎにたとへたり人のかたちを柳にたとへたる事一部の内に兩所あり無念なるに似たり然而未央柳は又いづれも除がたきによりて害ながらみせけちにしたる歟云々。
をみなへしの風になびきたるよりも。

從一位麗子京極北政所 本にはをばなの風になびきたるとあり或本には此句なし。

千鳥抄——「源氏物語青表紙 定家流 河内本分別條々」 筆者云この條前に出づ。

花鳥餘情——ゑにかけるやうきひのかたちはいみじきゑしといへどもふでかぎりありければいとほひすくなし大えきのふようびやうの柳もげにかよひたりしかたち色あひからめいたりけんよそひはうるはしうけうらにこそはありけめ。

行能自筆の親行が本にはびやうの柳の一句をのぞきたりはじめはみせけちにしたられどもちには一かうに略したるにや爲相卿の本には未央柳の詞あり。

なつかしうらうたげなりしありさまはをみなへしの風になびきたるよりもなよびなでしこの露にぬれたるよりもらうたく。

此一段のこと葉爲相卿の本にはかゝずその心を案するにきりつぼの更衣のかたちけはひをおぼしいづるにはなとりの色にもねにもよそふべきかたなしといへるに又しかも女郎花なでしこにたとへ侍れば前後の詞相違するによりて此詞をすべて略し侍にや河内が家の本によらば楊貴妃のからめいたるよそひは芙蓉柳にたとへ侍り更衣のなつかしくらうたげなりしけはひは女郎花の風になびきなでしこの露にぬれたるによそへ侍りさりながらそれもいきてありし時の事也いまはその人もなくなり侍れば御門の御心には花鳥の色にもねにもよそふべきかたなしと思給へりかくのごとく心をやりて見侍れば前後の相違もなきにやたゞし源氏の本一様ならず人のこのむ所にしたがふべし。

三源一覽——たいえきのふようびやうの柳もげにかよひたりしかたち色あひからめいたりけんよそひはうるはしうけうらにこそ有けめ。

俊成卿本に未央柳の一句をみせけちにし侍これは行成卿自筆の本の様云々。

なつかしうらうたげなりしありさまはをみなへしの風になびきたるよりもなよびなでしこの露にぬれたるよりもらうたく。

此一段爲相卿本にはかゝずその心を案するに桐壺の更衣のかたちけはひをおぼし出るに花鳥の色にも音にもよそふべきかたなしといへるに前後相違するによりて此詞をすべて略し侍にや河内が家の本によらば楊貴妃のからめいたるよそひは芙蓉

柳にたとへ侍り更衣のなつかしくらうたげ成しけはひは女郎花の風になびきなでしこの露にぬれたるによそへ侍りさりながらそれもいきて有し時の事也今その人もなく成侍れば御門の御心には花鳥の色にもねにもよそふべきかたなしと思給へり如此心をやりてみれば相違なきにや但源氏の本一様ならず人の所好にしたがふべし從一位麗子京極北政所本には尾花の風になびきたるもあり或本此句なし。

帚本別註——「光源氏物語定家の本河内本の分別の事」

筆者云この條前に出づ。

弄花抄——大液のふよう未央のやなぎ。

未央の柳青表紙にはあり仔細不能註之。

花鳥のいろにも音にも。

青表紙の本には女郎花なでしこのたとへを略して花とりの色にもねにもと有云々。

一葉抄——大液の芙蓉未央の柳も。

河内守が本には未央柳の一句をのぞきてをみなへしの風になびきなでしこの露にぬれたるといふ詞あり花鳥にくはし。

孟渾抄——花鳥の色にも音にも。

青べうしにはをみなへしなでしこのたとへを略して花鳥の色にも音にもとあり云々。

休閑抄——花鳥の色にも。

青表紙の本には女郎花撫子のたとへを略して花鳥の色にもねにもと有云々。

紹巴抄——花とりの色にも音にも。

青表紙の本には女郎花撫子のたとへを略して花鳥の色にも音にもとあり云々。

林邊抄——大液の芙蓉。

河内守が本には未央の柳一句をのぞきてをみなへしの風になびき撫子の露にぬれたると云詞也云々。

花鳥の色にも音にも。

青表紙の本には女郎花撫子のたとへを略して花鳥の色にも音にもとあり云々。

峴江入楚——たいえきのふようびわうの柳も。

或抄云未央柳此句を俊成卿みせけちにせられ昔親行が父光行が使として尋しかば楊貴妃をば芙蓉柳にたとへ更衣をば女郎花なでしここにたとふ皆二句づくにてはよきをけたれたるはいかなる子細のあるにか俊成答云我はいかでか自由の事候べき行成卿自筆の本にみせけちにせり紫式部同時の人なれば申合するやう侍つらん我も若菜巻にて心得たる事ありたとへば女三宮を柳にたとへたり此たとへあまたになるによりてけちたる歟後に心え侍ぬしかるに定家卿の本に此句をけたず俊成卿女に尋ければ書寫のあやまり也あまり對句めかしくてにくいけしたる方もあり云々是によりて愚本不用之愚案定家まさしき自筆にて大液芙蓉未央柳もげにかよひたりしかたちをからめいたりしよそひはうるはしうこそありけめなつかしうらうたげなりしを覺しいつるに花鳥の色にも音にもよそふべきかたぞなきとある書寫のあやまりといふべきにあらずそのうへいく度もたとへん事何のさまたげかあらん又これにつきて一の不審有此たとへば楊貴妃の事長恨歌の文也此物語にあまたありといふべからず然に此定本にげにかよひたりしかたちをと更衣の事のやうにいへるおくの詞にもよそふべきかたぞなきとこそみえたれいかゞ心得わくべき又なでし女郎花の句定本にみえず此句あらん本にとりて彌更衣のたとへにあらざるべし然ばけつまでは餘のことにやとあり。

真徳聞書——女郎花の風になびきたるよりもなよびなでしこの露にぬれたるよりもらうたく。

此詞青ニハ無シ河内方ニアリ。

右にあげた例によつて見れば、原中最秘抄・紫明抄・河海抄等の初期の註釋を除いては、諸註の著者自ら親しく原本を點檢して説をなす場合はきはめて少く、多くの場合前説を假りに踏襲して間にあはせたとはいふ事が明白に知られ

るであらう。されば後世の諸註の中には、河内本の本文であると明記してあげてゐるものが、事實上さうでなかつたり、青表紙本の本文であるとしてあげてゐるものが、いい加減なものであつたりする場合も甚だ少くない。例へば帚木の卷、「そのかたをもととしてうるさくなん侍し」とある條に、岷江入楚は「河内本うるせくとあり（中略）私案青表紙にはうるさしとあり」とあるが、實は河内本、青表紙本共に「うるさく」となつてをり、又末摘花の卷「うはしらみたるひとかさねに」とある條に、萬水一露は「一かさね 兩抄ニハ掛一重トアリ。河内本如此歟」とあるが、河内本・青表紙本共に「ひとかさね」となつてをり、又桐壺の卷中、貞徳聞書には「三位のくらゐ 河内本ニハおほきみつのくらゐトアリ」とあり、又萬水一露にも「三位のくらゐおくり給よし勅使きて 碩みつのくらゐとよむべき也。河内本にはおほきみつのくらゐとあり」とあるけれど、河内本も青表紙本も等しく「みつのくらゐ」となつてゐるが如き、枚舉にいとまなき有様である。これ等の例によつても、近世以後に續出した諸註本文の系統論が、如何に根據なきものの多いかが分るであらう。これ等の點よりして、原中最秘抄・紫明抄・河海抄・花鳥餘情の如き初期の註釋書に見える説には、系統分別の規準となすに足るものもあるが、その以後のものになるとほとんど信用し難く、單に參考する程度のものが多いと云はねばならない。

次に諸註の引抄せる源氏の本文について見よう。原中最秘抄は、源親行・義行・知行等所謂河内學派の手に成つたもので、これに引抄せられたる本文は、河内本であるべき筈である。原中最秘抄の成立事情は、その完本の奥書に明白であるが、その中に聖覺は「就中於水原鈔者後京極攝政家久我太政大臣後徳大寺左大臣家五條三品禪門等同悉被合力談申也但草案之時光行成（マ）亡之間前父河内守親行終其功畢然後文（マ）博訪有識門普談歌仙家重爲集註名原中最秘鈔面々所勘送之證狀等續加卷中訖其上以家々八本註説々不同云々」と云ひ、又「凡光行之餘流雖多之云兩箇（マ）秘説

云口傳異說聖覺一人所相傳也云々」と云ひ、行阿は「光源氏物語相傳事自曾祖光行至行阿四代所令相續也隨而此物語五十四帖同水原抄五十四卷并原中最秘鈔上下二卷其外口傳故實當道之庭訓悉令傳受者也云々」と云ひ、又「凡兩部秘抄事自光行之昔至行阿之今運所考加之也」と云つてゐる。これ等によれば水原抄と原中最秘抄とは、河内方の定本たる所謂河内本の本文によつたものであると見るより外に仕方はあるまい。又紫明抄は親行の弟である所の素寂法師が、關東の將軍久明親王のために撰進したものである。さればその所持本も、河内本系統のものであり、従て紫明抄の據れる本文は河内本であると斷定して少しも差支はない。現存せる最も古き紫明抄は、傳爲相筆と稱せられる殘簡であるが、この抄の本文研究上注意すべきものである。

次に河海抄は、所々に親行本とか定家卿の本とか註記してその異同をのべてゐる。東野州聞書に「河内流と申すは俊成卿第一也。此流に代々の註どもを具に作おく。四辻と申も此流を相傳ありしが、則註を御沙汰有」とあるが、善成は青表紙本・河内本の何れにもよらず、或は河内本の基礎となつた俊成卿本によつて註釋を試みたのかも知れない。かゝる學風は分裂から統一に向はうとしてゐる吉野朝末期の特徴である。今川了俊の「源氏雜々抄物」に、「四辻宮の河海抄として始て註給たる物有歟。此註あながち河内説に不替哉。若青表紙説以下他本説を被書加哉」とある。善成の師丹波忠守は河内方學統の正統たる義行から教を受けたけれど、又紫明抄の一本を傳へられて河内方の傍系たる素寂の學統をもうけてゐる。それは内閣文庫本に、「件本奥書云 元應元年十二月十五日以施藥院使忠守本書寫校合畢源氏物語事彼朝臣聽其道尋奥源仍諸抄物等不慮相傳之光行以後口傳令傳受云々（下略）」とあり、善成の撰にかゝる珊瑚秘抄の「揚名介」の條に「祖師義行先師忠守朝臣施一卷仍不及重記」とあるによつて明かである。即ち忠守は河内方の二學統を合同せしめてこれを善成に傳へ、善成は更に青表紙の學統をも加へて、集大成せんことを期したかに見える。

河海抄はかゝる事情から、青表紙本にもあらず、河内本にもあらずる別本を底本としたのではないかと考へられる。

長慶院の仙源抄は、その巻末の跋に於て「水原抄五十餘卷、紫明抄十二卷、原中最秘抄二卷の中、古人の解釋よりはじめて句をきり聲をさすにいたるまで、一ふしある事をのこさず、又定家卿が自筆本に比較して、相違の事をおかんがへつゝ、同文字なる詞をいろはの次第に集めとゝのへて云々」と仰せられたやうに、諸本を統一しようとする御意圖のもとに成されてゐる。しかし仙源抄は僅かの例外の他は河内本又は從一位璽子本等の本文を採る事が多く、もしこれ等と定家本と相違する場合には、特に「定本には」とて、定家本の本文を併記してある。例へば「ひ」の部に、

ひゝちゐたり——輕粧ヒ、チ、井、タ鴨の羽たゝきしてほこりたるけしきをいふ。又ひえどりのうそをかまふるとききのけしきなり。

たとへば輕々なるすがた也。又われはがはなるとも云べき歟。定本にはひゝらきゐたりとあり（下略）

ひそひかなるさま——しのびやかなる心臓。愚案定本には此詞なし。おぼつかなくこそ。

とあるが如きは、河内本若しくは別系統の本文であつて、青表紙本の本文ではない、従つてこれ等を以て仙源抄には青表紙本が主とされてゐないといふ證據とすることが出来ると思ふ。

次に花鳥餘情は、一條兼良が禁裡の御本を以て書寫した家本を底本とし、之に註を加へたものと解せられる。それは文明甲辰（十六年）書寫の本の奥に「本云申出禁裡御本書寫之但此卷相違行能卿類本假名文字等雖不普通先不違本加書寫者也」とあり、又別卷に「以親行本不違文字筆之校合之次切句者也」とあり、これ等がいづれも兼良の識語であると推定されるからである。兼良が、青表紙本に對して全然異なる系統の本（河内本に相違なし）を書寫し、之を弟良鎮大僧正に與へたことは、聖護院門跡道澄が、長門府中の長福寺に滞在の時書寫した本の奥に、永祿七年七月八日、吉見大藏大輔正頼（毛利隆元の女を娶りたる隆頼の子）が書き加へた記載によつて明かである。即ち

源氏一部五十四帖雖爲新寫之本依有數奇之志附屬良鎮大僧正者也。

文正元年十一月十六日

桃華老人 在判

うつしおくわかむらさきの一本はいまもゆかりの色とやはみぬ。

右光源氏一部五十四帖令附屬政弘朝臣以庭訓之旨加首筆用談義之處祕本也堅可被禁外見者也。

延徳二年六月十九日

前大僧正 在判

あはれこのわかむらさきの一本に心をそめてみる人もがな。

右言書奥書異本

とあり特に「異本」と稱してゐるによつて河内本であることが想像し得られるが、更に飛鳥井雅康自筆の本に正頼の寫した書入によつて、河内本たるべき幾多の證據を擧げ得る。定家本よりも河内本を多く書寫してゐるらしいこれ等の點よりして、花鳥餘情の底本となつた兼良所持の源氏物語は、青表紙本であるよりも河内本である方が、一層自然であると解釋して不都合ではない。尤も良鎮大僧正から大内政弘におくられた河内本が、今どうなつたかは明かでない、河内本たる東山御文庫藏の七毫源氏が多多良氏の舊藏印を傳へてゐる點よりすれば、大内氏、毛利氏、吉見氏の關係より推して、この兩者にも何等かの關係があるかも知れないが、それは想像にすぎない。又別に兼良は耕雲本源氏物語を所持し、その本をもつて禁裏御講釋に出席したやうにも解せられる理由がある。それは有栖川王府本桐壺の卷の奥に、寛正二年十一月三日、甘露寺親長が禁裏御本なる耕雲本を申出し、翌四日まで書寫し、朱點並びに註書等、五・六兩日中に書寫した由の識語があるが、(この事については後に詳説する)その直後に、

同十一月七日 禁裏御講尺也一條大関兼良公持參本一字無相違。

とある記載によつて想像されるのである。しかし、こゝに「一字無相違」とあるのは桐壺の卷のみについて云はれる

事であつて、もし河内本と耕雲本とのこの巻が全然一致するのであれば、兼良の本は必ずしも耕雲本たるを要しない。しかも管見を以てすれば、桐壺の巻に於てこの兩本は全然一致すると信ぜられるが故に、やはり兼良の所持本は河内本であつたと見るのが至當ではなからうかと思ふ。もとより兼良ほどの源氏學者であれば、耕雲本の一種位所持してゐても少しも差支ないことではあるけれども、彼が底本として據つたものは河内本であつたと解したいのである。

次に三源一覽は、紫明抄・河海抄・花鳥餘情の三書の説を集成したものであり、しかも河海抄を除く他の二書が河内本であるが故に、先づ大體河内本の規準となされ得るであらう。かの編者なる富小路俊通は、云ふまでもなく源氏學者として重んぜられ、一條兼良及び冬良とも親交があつた。冬良はかつて禁裏御本を以て藤原親長の書寫したる耕雲本源氏物語一部五十四帖を、當時の名筆に分擔して書寫せしめ、これを俊通におくつたのであるが、その事は、有栖川王府本の奥書に明かである。即ち

(桐壺の巻)

此卷依修理大夫俊通所署大相國 政家公 被染更毫畢仍加朱點校合者也。

長享二年九月上澣

(夢浮橋の巻)

本

此卷橋本宰相中將 公夏編 書寫之加校合朱點畢抑故禪閣感動俊通之庶幾而依令許此道軍事執心之餘蒙諸彦之筆助令全備之可爲證
本仍每册加毫端者也。

長享二年季秋上澣

右の奥書によつて、俊通が兼良や冬良に認められた河内流の源氏學者であつたことは明白である。

關白内大臣 御判

關白内大臣 (花押)

なほこの外、河内方の註釋書若しくは研究書と見るべきものに、千鳥抄があり、和祕抄があり、弘安源氏論義があり、珊瑚祕抄や源語祕訣等があるが、これ等は部分的であつて、系統分別の上にさして役立つことは少いであらう。光行、親行の水原抄は、今日現存しないものと云はれてゐる。この水原抄に關しては私見があるが、他日詳細にのべたいと思ふ。なほこれ等の他に「正和集」と云ふものがある筈である。この正和集は、東山御文庫藏の七毫源氏その他の古寫本の頭註に引用されてゐる。例へば、
空蟬の卷に、

正和言 私云夜目なれどもひとへがさねは色あるによりてさはやかにみえたるがうへにきたるものは分明に見えず。
とあり、又同じ卷に、

正和詞 私云すくしたるきぬとはぬぎすべらかしたる也。

とあり、蓬生の卷に、

正和集云 童の惣名也。あげまきは總角也。わらはのかみゆひたる形也。總角とはわらはの惣名也。こゝには牧童由縁。

とあるのは、恐らく聖覺の註であらうと思はれるが、完本が発見されないので不明である。又、貞治四年十月七日の奥書を有する「光源氏一部連歌寄合」といふ古寫本は、明かに河内本の本文に據つたものである。これ等はいづれも河内本の本文を傳へるものと思考されるから、本文系統の比較研究には必ず參考されなければならないものである。

上述の如く河内流の諸註に引かれた源氏の本文を、直ちに河内本の本文であると推定することは不都合でないやうである。ただこゝに注意しなければならないことは、これ等の諸註の諸本が、きはめて少くない轉寫の誤りを重ねてゐることである。それ故に、これ等が本文系統を分別するための規準として使用される場合には、あくまでも精密な

態度によつて、諸本相互の本文が比較校合の上、出来るだけ正しい形に還元されてゐなければならぬことは、云ふまでもない。

最後に本文系統を分別する規準として、如何なる古寫本が信ぜらるべきかについて考へて見よう。凡そ書寫年代の古いものはおほむね正しい本文を傳へてゐるものと解せられる。しかし書寫年代が新しくても、正しい系統の本を轉寫したものは、従つて又正しい本文を傳へてゐる筈である。前田家藏の柏木・花散里の二帖は、定家自筆の本と稱せられてゐる。花散里の卷は全部定家の自筆であるが、柏木の卷は卷頭數葉を自ら寫し餘は他人に書かしめてゐる。しかし、とにかく定家の意圖のもとに、その命によつて書寫されたものである點は疑ひ難い事であつて、これを直ちに定家本と見るのに何等の不都合も認められない。かくの如き貴重なる古寫本は、青表紙本の本文系統を類推する規準として、最も根本的な資料と云はねばならぬ。又正嘉二年の奥書ある本、禁裡御本によつて書寫せし由の奥書ある本等は、河内本の本文系統を類推する規準として、最も信用するに足るものである。

しかしながら、こゝに注意を要することは、源氏物語一部は五十四帖といふ多くの帖數から成つてをり、従つて、種々の原因のもとに缺帖の生ずべきは當然のことであり、従つて又その部分を異系統の本によつて補寫する事も甚だ多いといふ明かな事實である。我々は鎌倉期の古寫本中、未だこの補筆の全然皆無であるといふ種類の古寫本を見たことがない。その補筆であることが明瞭に分る最初の形態の殘された場合はよいが、それが後人によつて轉寫された時には、今まで明瞭であつた差別が全然不明になるのである。次にこの物語は、あまり大部であるがために、一人の手で全部に互つて書寫される場合よりも、むしろ多人數が帖を分けて部分的に分擔書寫する場合の多いといふ事實を知らねばならない。所謂各筆源氏といふものは即ちこれであつて、現存する鎌倉期の古寫本は先づほとんどこの方法

によつて寫されたものである。かゝる場合筆者がたしかな原本を與へられて、それを忠實に寫す場合もあると共に、(例へば有栖川王府本の如く) 自分の手許にある本とか、手軽に借りられる本とか、便宜の方法によつて書寫する場合もある。(例へば三條西家證本の如く) もし後者の方法によつたとすれば、一部中その部分が純粹なる系統以外の本とならざるを得ない。又各卷の殘缺本を方々から求めて來てそれを集めて一部をなす場合もある (例へば元龜二年宗分の書入を加へたる本の如く) かくの如き場合には異系統の本が混入せざるを得ないのである。されば源氏物語五十四帖の各卷が、一つ一つ純粹なる系統のまゝに傳へられるといふことは、先づきはめて困難な事實であるとしなければならぬ。

右の如き事情があるから、源氏一部は、假りに桐壺の一卷が河内本であつたにしても、直ちにそれを基礎として、他の各帖までもすべて河内本でなくてはならぬと推定する事は絶対に許されない。又夢浮橋の一卷に、河内本たることを證明すべき奥書があつたとしても、これをもつて直ちに全部を同系統と目することは、前にものべた理由によつて絶対に不可能なことである。されば、本文系統を分別せんとする場合、いかに煩雜であつても、各帖毎に綿密に調査を進めて行くといふ事が、必ず原則として認められなければならない。極端な例を云へば、五十三帖まで青表紙本でありながら、實にその中わづかに一帖のみ河内本の混入してゐるが如き場合も、(例へば冷泉宗清奥書本・尊鎮親王筆本等) 甚だ少くないのである。

以上述べたのは、源氏物語の本文系統を規定するについて如何なる手續があるかといふことと、その手續は果して正しいか否かといふこと、云はば方法論に關して吟味したものである。この問題は源氏物語系統調査の基礎となるべき重大問題であるから、特に多くのページを費して考察してきたのである。次項に論ずる諸本の形態ならびに性質等

に關する考察は、前述の如き根本方針の下に出来るだけ綿密なる調査をとげた結果やうやく求め得た云はば假説的意味の結論の報告書である。

三 青表紙本の形態とその性質

A 藤原定家所持の諸本の特質

青表紙本の形態とその性質とを明かにするためには、先づ定家の所持してゐた諸本について考察する必要がある。しかし、この考察は全く原本の存在してゐない今日では、主として記録によつて推定して行くより他によき方法がない。それ故に記録に見えざる本はこれを無視する結果となり、従つてきはめて部分的な偏狹な見解に陥る危険性があるけれども止むを得ない。

定家の書寫又は所持した本については、明月記に二三の記事がある。その第一は嘉祿元年二月十六日の條に、

自去年十一月、以家中小女等、令書源氏物語五十四帖、昨日表紙訖、今日書外題、年來依懈怠、家中無此物（建久之比被盜了）無證本之間、尋求所々、雖見合諸本、猶狼藉未散不審、雖狂言綺語、鴻才之所作、仰之彌高、鑽之彌堅、以短慮寧辨之哉。

次に嘉祿二年五月廿六日の條に、

雖手振目盲、依賣門懇切、承明門院姬宮、源氏物語之内三帖、紅葉賀・未通女・藤裏葉・書進之。

次に安貞元年十月十三日の條に、

日來給置源氏二部、返上千室町殿（以家本樂見合用捨其詞）

次に寛喜二年三月廿七日の條に、

午時參殿（中略）入御之後退出、給源氏物語料紙草子、老筆更不可叶事也、桐壺司書由被仰、甚見苦事賦。

同じく廿八日の條に、

書源氏桐壺卷、老眼惡筆爲料紙不便。

同じく四月三日の條に、

今日又書源氏（紅葉賀、不能書終）

同じく四日の條に、

書源氏之間、口熱發齒痛、朽齒極弱、付亭如少年嬰兒引落了。

同じく六日の條に、

午時許參殿（中略）予所書源氏（桐壺・紅葉賀）二帖今日進之。

同じく廿六日の條に、

午時許扶病參冷泉殿、重房、兼康、菅長重、菅高長等取置雜文書、明後日廿八日還御室町殿云々、無出御之氣、付重房進入源氏

一帖（夕觀）忠明中將所書也。

この外、源氏集とか、源氏物語歌書とか、源氏繪詞とかを書寫又は抄出した由の記録は所々に散見するが、まとまつたものとしては、右の嘉祿元年二月十六日の記事と、同二年五月二十六日の記事と、安貞元年十月十三日の記事と、寛喜二年三・四月に互る記事との四である。如上の記録によつて、我々は次のやうな事實を知ることが出来る。

一、建久年間に於て證本とすべき源氏物語を人に盜まれたこと。

二、その後嘉祿元年まで三十餘年間、家の證本となすべき本の無かつたこと。

三、元仁元年十一月より、家中の小女等をして五十四帖を書寫せしめ、嘉祿元年二月十五日表紙をつけ、同十六日外題を書いたこと。

四、右の寫本をなした後、所々から本を借りて比較したが未だ不審を散じ得ない部分の残つてゐたこと。

五、安貞元年十月十三日、室町殿から借りてゐた二部の源氏を返上するに當り、家本をもつて大略校合し、その詞を用捨したこと。

六、他人のために、別に紅葉賀・未通女・藤裏葉の三帖と、桐壺・紅葉賀の二帖とを書寫したこと。

少くとも右の六つの事實が推定されるが、これ等の事實を基礎とし、これに他の事實を照合することによつて、一つの推斷を下すといふ手續は不當ではない。こゝに於て先づ問題とすべきは「奥入」の成立事情である。元來「奥入」は、定家が源氏物語の舊註を尋ね求め、それ等を用捨して一層大いなる研究を成す志があつたが、九牛の一毛にも及ばずしてわづかに各卷の卷尾に考勘を注記するにすぎなかつた所、訂正修補する暇の無い中に、測らずも世間に出て、轉々諸家の書寫する所となり、そのために誹謗さへも蒙つたので、後悔の餘、每卷末に註する所の僻案を切りとり、別に一卷となしたものであることが、卷末の奥書によつて明瞭である。その成立年代は明かでないが、非人桑門明靜の署名が奥書に存する以上、少くとも「奥入」が現存本のやうに別に一卷としてまとめられたのは、安貞元年十月即ち定家の出家以後の事でなければならぬ。尤も源氏各卷の奥に書入れられたのは、切り取つて一卷となした時よりよほど以前であるべきは云ふまでもない。

さてこゝに當然注意されなければならないことは、定家が每卷の奥に考勘を記入した原本が果して如何なる本であつたかと云ふことである。我々は已に明月記に「年來依懈怠、家中無此物雖久之也、無證本之間、尋求所々、雖見合諸本」とある記事によつて、嘉祿元年二月までは家の證本のなかつたといふことを斷定しても不都合ではない。しかし建久から嘉祿まで三十餘年間、定家が源氏の一本をも所持してゐなかつたとは考へられないことである。ことに「年來依

懈怠」と云つてゐる以上は、定家自ら書寫したか、或は定家の命によつて書寫せしめたか、そのいづれかによつて出来た本所謂證本が無かつたといふ意味に解すべきであらう。従つて定家が自ら奥入を註記した本といふものは、定家の手寫本でもなく、又彼の命によつて寫さしめた本でもなく、全く定家とは關係なしに他人の書寫した本であつたと推定される。しかしこれだけでは想像であつて根據ある確説と云ふことは出来ないが、こゝにこの假説を實證すべき證據が存する。それは、定家自筆の「奥入」を最も忠實に轉寫した三種の古寫本である。第一は鷹司兼冬の眞蹟なる高野辰之博士藏本、第二・第三は東山御文庫藏の御物本である。この三種の本は全く同系統の本で、定家自筆の原本を摸寫したものであるが、御物本の如きは、書風字體はもとより、その寸法裝幀に至るまで、ほとんど原本と區別のつかない位忠實に摸されたものと考へられる。

定家が所謂「奥入」を書いたのは各卷の卷末であつたから、かりに各卷に本文が残つてゐても、餘白が多い場合にはそこに註を記入し、又はその丁の裏面に註を記入したのである。それ故にその丁を切り取る際には勢ひ原本の本文も一緒に切られたわけである。右の三種の摸寫本を見ると、果して各卷の本文の末尾の文章が少々残存してゐる。かの摸寫本によれば原本は鳥の子紙の柃形胡蝶装（普通のこと）の本であり、定家の自筆にあらざる本である。御物本によれば、定家らしい肉太の筆によつて、校合らしい修正が加へてある。即ち本文に誤字ありと認められるもとの文字の上をなすつて後から太く訂正が加へられてゐるのである。その部分を高野博士本によつて調べて見ると、上をなすらないで傍に校合の文字を示し「自筆」と註記し、本文全體に對しては「非自筆」と註記してゐる。これ等によつて、その本文をもつ源氏の古寫本は定家の自筆にあらざる本であるべきことが明白である。

次に注意すべきことは「奥入」の書き入れられた本といふものが、已に明かに定家自筆でないならば、その本は定

家よりも後の人の書いたものであらうか、それとも定家以前の人の寫したものであらうかといふことである。この點は摸寫本によつては判斷し難いのであるが、しかし少くとも次の事は云はれ得るであらう。即ちその原本は(一)必ずしも定家假名遣によつてゐない。(二)定家は原本の歴史的假名遣を、所謂定家假名遣によつて所々修正してゐる。但しこれは嚴密ではない。この二點よりして、その原本は、定家假名遣の影響を受けることの少い人——或は定家以前の人か——の寫したものではなからうかと推定される。

もし上述の推定に誤りがなければ、明月記所載の記事と照合して、かういふ事が云はれるではなからうか——建久年間に盜まれた證本といふものは、定家自筆本か又は自筆と云つてもよい程彼に密接な關係のある本ではなかつたらうかといふことである。かく考へることによつて、定家ともあらう人が、三十餘年間全然源氏の一本さへもたなかつたといふあり得べからざる事實があり得る事實として承認されるであらう。こゝまでの考察の結論によれば、定家は建久年間に證本とすべき自信ある定本を他人に盜まれ、爾來三十餘年間これに代るべき定本を持たなかつたが、別に少くとも古寫本一部を所持してゐて、それに「奥入」を書き加へ、安貞元年十月以後に於て、その「奥入」の部分を切取つて一卷とした。なほその古寫本には定家自ら校訂を加へ、假名遣の如きも所謂定家流に改めた部分が多かつたといふ結論に到達するのである。尤もこの校訂は、何時なされたものであるか不明である。室町殿から拜借した本を返上する時になされたとも考へられるが、さう考へるよりも、一展妥當な考へ方が他にあるから、今は假りに嘉祿本書寫前になされたであらうと解しておかう。

さて以上の煩雜な考察によつて建久年間に盜まれた本及び奥入の書き加へられた本の性質が明かになつた。次に問題としなければならないことは、嘉祿元年書寫の本といふものが、果して如何なる本を親本として寫されたかと云ふ

ことである。これは明月記にも記載なく、又證據とすべき本の傳はつてゐない今日、ほとんど論證の餘地のない問題ではあるが、最も重要な問題であるから、可能のかぎり於て、考察を試みることにする。明月記所載の記事によれば、定家は一部の源氏を書寫せしめはしたが、不審の箇所が多いので、その箇所を方々から借りた本によつて考へたやうである。しかしこれは書寫後になされた事であつて、方々から諸本を借りて、それ等を親本として寫したといふ意味ではない。むしろ定家が寫さしめた本といふものは、前述の如く他から借り集めたものではなくて、一部としてまとまつた家の傳本であつたと考へるのが最も自然である。

しからば、その時家に傳はつてゐた本といふものは如何なる本であつたか。この事に關して今我々の考へることの出来るものは、かの「奥入」の書き入れられた古寫本でなければならぬ。しかるに「奥入」には元來二種あつて、一種は御文庫本の如く伊行の釋の加はつたものであり、他はその加はらざるものである。定家所持の本に、「奥入」の註記された事情は、この二種の異本の存在によつて、次の如く推定することが出来る。即ち定家は一度伊行の釋——主として和歌——を含まざる註釋を各卷の各末に書き入れた。その際、伊行の釋は、各卷の本文の傍にそれぞれ押紙又は註記として記入してあつた。これが前記二種の「奥入」の中の後者である。後定家は伊行の釋をまとめて、各卷の奥に移し、前に書いておいた漢文の註釋の前又は後に増補した。これが二種の「奥入」中の前者である。この推定は甚だ客觀的證據に缺けてゐるやうではあるが、この推定の正しきことを證する根據が他に存する。それは現に前田侯爵家に傳はる所の定家自筆本二帖である。

前田家藏の殘缺二帖は、云ふまでもなく、花散里と柏木との二帖である。右の中花散里は全部定家の自筆であるが、柏木ははじめ數枚が自筆で、餘は別筆である。一部分を自ら書寫し、他を別人に書かせる方法は、前田家舊藏の金槐

集にも見られる如く、定家の屢々試みた書寫の方法である。さて以上の二帖も、金槐集も、其に青色の厚様鳥の子紙を表紙としてをり、御物本の「奥入」も模造ではあるが青表紙である。この表紙の色と青表紙本といふ名稱との關係は後に項を改めて考へて見るが、こゝでは先づ御物本の「奥入」と、前田家本に見える「奥入」とを比較して見なければならぬ。前田家本に附してある「奥入」は、御物本の如き増補後の「奥入」ではなく、増補前の「奥入」であつて、しかも伊行の釋は推定通り本文中に押紙となつて残つてゐる。御物本の如き「奥入」は、最初成立した「奥入」に、伊行釋の部分を増補したものであることが、これでいよく確實になつてくる譯である。

さて我々は嘉祿元年書寫の本は、増補前の「奥入」を有する本を親本として寫したものであり、定家は後「奥入」を切り取る時、その親本の「奥入」に、更に伊行の釋を増補したのではないかと云ふことを假定して、これを吟味して見よう。もし御物本の「奥入」中に残つてゐる源氏の本文が前田家本の本文と一致したら、この假説は正しいものとなされなければならない。試みに柏木の卷について兩者を比較する。文中傍に黒點を附したのは、前田家本と相違する箇所であり、括弧の中に示したのは前田家本の本文である。

なさけをたてたる人にそのし給ければさしもあるまじきおほやけ人女房（はう）などのとしふるめきたるともさへこひかなし
ひきこゆるましてうへには御あそひなとのおりことにもまつおほしいてゝなむしのはせ給けるあはれ衛もんのかみといふことく
さなにごにつけてもいはぬ人なし六條の院にはましてあはれとおほしいつる事（こと）月日にそへておほかりこのわかきみ
（君）を御心ひとつにはかたみとみなし給（たま）へと人の思（おもひ）よらぬことなれはいとかひなし秋つかたになれはこの
君（きみ）はあさりなと。（筆者云々今特に黒點を附せず。假名遣の誤りも正さずすべて原本のまゝとす。）

右に示された例によつても分るやうに、「奥入」（御文庫本系統の諸本）に存する古寫本の本文と、前田家本の本文と

はほとんど同系統であるといふ事が出来る。この事實を基礎として、我々は前田家本二帖こそ、嘉祿元年書寫の原本に相違ないと推定したのである。しかしこれはまだ一面的事實のみに立脚するものであるから、全體としてはなほあくまでも一箇の推定にすぎない。この推定を確實なものとするには、もつと全面的な證據を他に求めなければならぬ。その證據とは何であるか。それは云ふまでもなく、前田家本と全然同一系統の本であつて、しかも全部五十四帖揃つてゐる本の存在でなければならぬ。

我々が現在までに調査し得た三百部の諸本中、前田家本と全然同一系統と目すべき古寫本はわづかに二部、校合本一部にすぎない。この二部の本が、前田家本と同一系統であると斷定せられる前には、幾多の客觀的條件が吟味されねばならなかつた。今煩雜を厭はずして、我々の取つたその推理經過をくりかへして見よう。

一、前田家本花散里には「奥入」の註記なく、柏木には「奥入」の註記が存する。しかもこの「奥入」の本文は、御文庫本・高野博士本等の如き、伊行の釋の本文を増補したる後のものにあらすして、それ以前のものである。従つて前田家本と同系統であるがためには、全くこれと同一の形態が具へられてゐなければならぬ。

二、前田家本と同系統であるがためには、少くとも前記二帖の本文が、先づ十中九分以上符合するのみならず、假名と漢字の使ひ分け、その他望み得れば字配・行數なども近似するものでなければならぬ。

三、前田家本と同系統であるべき傍證として、御物本「奥入」に残存する各卷の源氏の本文と、前記二帖以外の他のいづれの卷々の本文と比較しても、當然兩者は一致しなければならぬ。

右の三箇條が少くともみたされなければ、前田家本と同系統の本と見ることは出来ない。しかるに前述の二つの本は右の三つの條件をみたすのである。今二本の中二樂軒自筆の本について云へば、五十四帖（その中二帖同時代の別

筆)ほとんど全部に「奥入」が附せられてゐる。しかもその「奥入」は前田家本柏木に存するが如く、概ね和歌の部分を除去して漢籍よりの出典のみを主にした初度本の「奥入」である。従つて和歌のみを有する卷々、例へば二樂軒自筆本の花散里・澤標・關屋・野分・早蕨等の各卷には「奥入」は見えない。尤も初音・東屋・蜻蛉の卷には例外があり、乙女・若菜上・御法には増補らしき部分も見えるが、先づ大體から云つて、初度本の性質を十分具へてゐることに間違ひはない。この事實によつて第一の條件は充されたわけである。

次に二樂軒自筆の花散里及び柏木と、前田家本の花散里及び柏木とを比較すると、本文はほとんど例外なく一致し(但し明瞭なる轉寫の誤は別とする)且和歌の書き様及び書き出し一行の字配なども、到底偶然の一致とは思はれない程近似してゐる。この事實によつて第二の條件は充されるのである。

次に二樂軒自筆本の任意の卷々を取つて、これを定家自筆摸寫の「奥入」に残存する各卷の本文に比較すると、兩者の本文が完全に一致するのである。今東山御文庫本について、その初音の卷を検するに、

た(ま自筆にて補入)ひて御ことゝものうるわしきふくろと□(も自筆にて修正。下の字不明)してひめをかせ給へるみなひきいてゝをしのこひてゆる□(へ自筆にて修正。下の字不明)るをとゝのへさせ給なとす御方く心つかひいたくしつゝ心を(けさう。原本に前より存せる補入)つくし給らん(む自筆にて「ん」の上に修正)かし。

とあるが、二樂軒自筆本は、定家が自筆にて改めてゐる通りに書寫してゐる。他の卷々もこの初音の例とほぼ同様である。この事實によつて、第三の條件は充されるのである。

右の考證によつて、前田家本と全然同一系統の本であると推定せられ得べき五十四帖の古寫本が、前述の第三の條件をみたすことによつて、前田家本こそ嘉祿元年の書寫本に相違ないと推定されて差支ないと考へる。またこの嘉祿

元年書寫本の奥に附せられた「奥入」は、如上の推定からして、御物本の如き本から抄出したものではなく、むしろ御物本の如き本に増補するまでの初度本であることが想像される。又前田家本柏木の「奥入」が定家自筆にあらざる事實も、この推定に一つの有力な根據を與へるであらう。

B 青表紙本の形態とその性質

前項に於ては、青表紙本の概念を規定する最も基礎的な手續として、藤原定家の所持せし諸本に對する考察を試みたものである。本項に於ては、進んで青表紙本そのものについて考へて見たい。

青表紙本といふ名稱は、定家卿本といふ意味に用ゐられてゐる。定家卿本とは、定家所持の本といふ意味か、定家自筆の本といふ意味か、定家の證本とせる本といふ意味か不明であるが、後世では種々に解釋してゐるやうである。定家の所持せる本、證本となせし本である事に疑ひないが、自筆本であるか否かは吟味されなければならない。又親行の奥書には堀河左府即ち俊房の本を説明して「表紙黃唐紙」とあるが、この本は河海抄に「號黃表紙」と云つてゐる本である。これより類推すれば、青表紙本といふ名は常識的にも考へられる如く本の表紙の色から來たものである。青表紙本は、建武三年（延元元年）の頃は全部揃つたのが傳はつてゐた。それは、康永二年七月廿八日校合と日附ある兼好法師の奥書に、

延元元年三月廿一日申出青表紙御本（京極入道中納言家御自筆）候一條猪熊旅所終寫功。御子左黃門御入筆所々有之。可爲重寶歟。

とあるによつて明かである。青表紙御本の割註として「京極入道中納言家御自筆」とあるのは、恐らくは外題につい

て云つたものであつて、本文は「御子左黄門御入筆所々有之」といふ程度のものであつたと考へられる。全部が悉く定家の自筆ではなかつたであらう。なほ兼好法師の見た青表紙本は、今川了俊の「源氏雜説抄物」に、

抑青表紙と申正本今は世に絶たる歟。昔かの本末失時兼好法師を縁にて堀河内府經門（マ）の本に交合有し時一見仕し也。其は詞もあまた替てみえし也。其時草紙の寸法までも□たりし本有之。凡天下に今源氏物語の異本は河内本青表紙此二本也。説のかはりたる事はおほからぬ歟。多分同物也。（中略）如何様にも詞青表紙の本獺面白く存也。

とある本の事で、兼好法師は堀河左府即ち俊房の黄表紙に、この本を對校したことが、了俊の記述によつて明白であり、又青表紙本は「源氏雜説抄物」の書かれた應永十五年五月の頃、已に行方不明になつてゐたこともこれによつて明白である。三條西實教卿藏書目錄には「源氏 葵 若菜下 定家卿筆」とあるから、或は青表紙本の殘缺であつたかも知れない。山科言經所持の本は、全然別系統と目すべき多數の卷々から成る本であるが、この本には五十四帖の各卷に互つて「以定家卿青表紙本一校了」といふ奥書があり、たしかに青表紙本と信すべき本によつて校合が加へられてゐる。その他源語の諸抄には、河海抄・仙源抄以後所謂青表紙本の本文を引用摘記せるものが甚だ多い。これ等は果して青表紙本そのものを見た上で書かれたものであるか、それとも同系統の轉寫本によつて書かれたものであるか不明である。

さてこの青表紙本が定家所持の本である以上、前にのべた數種の本の中のいづれに相當するかは、最も興味ある重要な問題である。元來青表紙本はその根本的な性質として次の三箇の條件を具へてゐる筈である。一は定家自ら書寫した部分か、又は定家が監督して書寫せしめた部分かが必ず存すべき事であり、二は青色の表紙が用ゐられてゐるべきことであり、三は了俊が屢々青表紙云としてあげてゐるものが「奥入」をさす場合の多いによつても分るやうに、

必ず「奥入」が卷末に附せられてゐるべきことである。右の三つは青表紙本の本質的條件であつて、その一を缺くともも早や青表紙本ではあり得ないのである。この見解をもつて、前記定家所持の諸本を検討すれば、前田家藏の古寫本二帖をもつて青表紙本の原本と推定し、それと同系統の本をもつて青表紙系統の本と斷定せざるを得ないのである。即ち青表紙本とは、元仁元年より嘉祿元年にかけて、定家が家中の少女をして書寫せしめ、表紙をつけ外題を書いた本のことに外ならないのである。

青表紙本の性質及び形態をかくの如く規定し、傳爲氏等各筆本四十九帖、傳行能等各筆本五十二帖、飛鳥井宋世自筆五十四帖等を青表紙本と推定したる後、これ等の本文と諸註に引用せられたる青表紙本の本文ならびに青表紙・河内本差別條々等とを比較すれば、ほとんど重要なものは例外なく一致する。尤もこの際、相互に多少の異同の見えるのは轉寫の際の誤記と、他本との校合の結果生じた本文の錯亂とに因るのであると見るべきである。

この青表紙本は、定家によつて一度河内本に對して比較された事がある。それは原中最秘抄の卷末に、

此物語古來本々異說依多之以諸家之八本加校合畢。依之京極中納言家以亡父證本校合家本之由嚴命之旨如此末代之龜鏡所續加也。 親行在判。

と、親行所持の河内本に存してゐたらしい識語があり、更に、

於炎暑之燈下陵汗校合愚本直付畢。此上自本之誤非計略所存。

と定家の消息を載せてゐるによつて明かである。しかるに定家の校合の結果は、最秘抄の奥に聖覺（義行）の書いてゐる跋文中に、

京極中納言家之證本大略相同家本之由彼卿所被加奥書也。

とあるによつて分るやうに、兩者の間にさして相違はなかつたやうである。この青表紙本と河内本とが、ほとんど相違しなかつたといふのは了解し難いことであるが、或は亡父即ち光行の本といふものが、親行の所謂河内本ではなく、むしろ俊成卿本に近いものであつたためかも知れず、或は定家の校合の態度が精密を缺いたものであつた爲かも知れない。かの室町殿御本を返上する時にも「以家本粗見合用捨其詞」といふ態度で校合したが、前田家本二帖を點検するに、校合のあととは極めてわづかであるによつても、彼の校合態度といふものが如何なるものであつたか、ほぼ推察されるところと思ふ。

ところが、こゝに注意すべき異説がある。それは前にあげた切臨の源義辨引抄の説である。即ち「京極中納言定家本 號青表紙 宗祇用之に今流布す。一華堂云定家の青表紙を周防國守にて一覽せり。紙は備中のかいた也。外題は青表紙に定家の打付書也。百四代後土御門院宸筆にて式の外題をまんなかにおし給へり。源氏外題を今世に正中におすは是を例とせり。定家卿自筆は桐壺・花宴・橋姫の三冊也。餘は俊成卿女などの筆也。水尾盡卷うせしを逍遙院殿書たし給へり。東山殿慈照院義政公の御物なりしを、若衆の宮内少輔に下されたり。其後周防國大内良隆へ山名刑部少輔が女婿の時に乗物に入て遣せし也。」といふ説である。この一華堂乗阿の見た青表紙本は、桐壺・花宴・橋姫の三冊のみ定家自筆で他は別筆であつたといふから、少くとも前田家藏の柏木・花散里の二帖ならびに三條西家舊藏の葵・若菜下の二帖を含む本とは異なる本であつたに相違ない。この本はもと足利義政の所藏であつたが、後大内氏の有に歸したと云ふ。元來源氏物語と大内氏即ち多々良氏との關係はきはめて密接で、學問上興味ある幾多の事實が残されてゐるから、(例へば七毫源氏・正頼所持本・良鎮所持本・冷泉爲廣奥書本、兼載所覽本等何れも多々良氏舊藏の本である。)この説も或る程度までは信用されるであらう。しかしたとひ一華堂の云ふ所に誇張がなく、事實彼の見た

やうな本が残つてゐたにせよ、今ただそれだけの根據を以て直ちにその本が青表紙本の原本であつたと速断することは絶対に出来ない。もし假りに斷定して差支ないとしても、それによつて起される幾多の矛盾を如何に解決すべきであらうか。恐らくこの本は、二樂軒自筆本の如き本と全然同一系統の本であり、従つて青表紙本系統の一本であつたらうとは考へられるけれども、何等の資料も證據もない今日、右の記事だけでは何とも言ふことは出来ない。なほこの一華堂の説については、實隆公記所載の記事と照合して考ふべき多くの問題が残されてゐるけれども、それは他日の機會にゆづる。こゝでは、ただ源氏辨引抄に見ゆる説をあげ、その重要な異説なることを指摘し、學界の注意をうながし、その原本が再び世に現はれることを熱望しておくだけに止めたいと思ふ。

さて上にのべた所によつて、大體青表紙本の性質が明かになつたが、最後に湖月抄本について一言しておかう。湖月抄本は専門學者の間に於てさへ普通青表紙本であると云はれてゐるが、決して純粹なる青表紙本といふことは出来ない。今湖月抄本と青表紙本との本文の異同を二三左にあげて見よう。

(一) 御法 (傍に黒點ある部分は湖本になし)

いにしへの秋さへ今のこゝちしてぬれにし袖に露ぞ置きそふ。

をりからにようづのふるごとおほし出られてなにとなく其秋のこと戀しうかきあつめこぼるゝなみだをはらひもあへ給はぬまぎれに御返し、露けさはむかしいまともおもほえず大かた秋のよこそつらけれ。

(二) 鈴蟲 (傍に黒點ある部分は青表紙本になし)

いとどころふかう世中をおぼしとれるさまになりまさり給六條院にももろごころにいそぎ給て御八講などおこなはせ給とぞ。

(三) 東屋 (傍に黒點ある部分は青表紙本になし)

御前にさぶらふ人／＼いさやえこそ聞えさだめねときこえあへりむかひておはせしさま宮はいとなさけなげにみにくゝこそ見

え給しかとりはなちてはいづれもともかくもわかれずかたちよき人はひとをけつこそにくけれとの給へば人々わらひてされど
おまへにはおされ奉り給はざめりいかにかりならん人か宮をばけちたてまつらん。

右の如き相違があるが、これは湖月抄本が他本例へば河内本等によつて一部分比較されてその本文を取入れた結果であらう。しかし、この校合は、必ずしも北村季吟によつてなされたものと考へられてはならない。むしろもつと古い時代になされたものと解せられる。それは奥書に、

此源氏物語者桑宿周桂一筆也。但四册不足予書續畢。校合及數度者也。

天正四年孟秋中澣

紹巴(男)

とある古寫本の有する本文と、湖月の抄本文とが、ほとんど一致するによつて推定せられ得るのである。

四 河内本の形態とその性質

A 河内本の成立

河内本とは河内守が家の本といふ意味であらう。河内守とは源光行及びその子親行の事をさす。光行は尊卑分脈に「大和・河内等守、大監物、正五位下」とあり、又親行は「式部丞從五位下、河内守」とある。光行が源氏物語の權威であり、その家本及び秘説が代々傳へられた事は、正徹の「なぐさめ草」に「抑光源氏の物がたりは五條の三品入道釋阿・河内守光行等專是をもてあそばされけるとかや」とあり、原中最秘抄の聖覺の奥書に「抑光源氏物語者祖父大監物光行久携此道已究奥區」とあり、行阿の奥書に「光源氏物語相傳事自曾祖父光行至行阿四代所令相續也。而此物語五十四帖同水原抄五十四卷並原中最秘鈔上下二卷其外口傳故實當道之庭訓悉令傳受者也」とある等によつて分る。

しかし普通河内本とよばれてゐるものは、或は河州李部親行本とも（正嘉二年本奥書）親行本（兼良奥書本）河州秘本（禁裏御本を寫せる由の奥書ある本）とも稱せられてゐるのであるから、光行の校本をさすよりも、むしろ親行の校本をさしてゐると考へるのが穩當のやうに思はれる。その理由は、右の外に種々あげられるであらうが、就中光行が源氏物語を校訂したと云ふ確かな記録の見えないにかゝはらず、親行が校訂したといふことは、鳳來寺本、東山御文庫本の親行の奥書（前出）や、原中最秘抄の親行の奥書（前出）その他によつて明かであることも一つの理由に數へられるであらう。又水原抄を完成せしめたのも親行であり、原中最秘抄を作つたのもまた親行である（原中最秘抄奥書）から、所謂河内本も、主として親行によつて校訂されたと解するのも一つの考へ方であらう。又河海抄には、蓬生の巻に於てただ一ヶ所「定家卿本源光行本には並一蓬生並二關屋也。伊行本には關屋を一にたてたり。それは時代前後するなり」とて光行本の名をあげてゐるばかりで、他はことごとく河内本のことを親行本と稱してゐるのも一つの理由とされるであらう。又原中最秘抄の奥書によれば、定家が光行の本を借りて家本に對校したところが、兩本の間にはさしたる相違がなかつたと云ふことであるから、たとひ定家の校合の態度が粗雑であつたにしても、已に定家本と光行本との相違がそれほど僅少であつた以上は、その光行本を今の所謂河内本と同一であると見ることは出来ないと思ふ。

右の如き理由から、光行の所持してゐた本は今の所謂河内本ではなく、もつと定家本に近いものであつて、恐らくは俊成卿本の如きものではなかつたかと推定される。親行は、その家本を得て、それに對して熱心な校訂を試みたものと解せられる。親行は將軍頼經の命によつて萬葉集を校訂し（飛鳥井本奥書）古今集を八種の本によつて校訂し（佐佐木博士藏本奥書）更に新古今集を同じく八本を以つて校訂した（高野博士藏本奥書）程の校勘學者であるから、

源氏物語も恐らく彼の手によつて校訂されたに相違はない。たとひ光行の存命中の事であつたとしても、この事業は親行の主體となつてなされたものであらねばならぬ。

右の推定に誤がないならば、河内本には二種あると云ふことが出来る。即ち第一種は光行の本であり、第二種は親行の本である。光行の本は前にものべたやうに、ほぼ定家本に一致してゐた所から、俊成卿本の系統と考へられるが、親行の本は八種の本を中心とする異本廿一部によつて校合されたものであるから、定家本に比して著しく異なる本である。しかるに、鳳來寺本の奥書（前出）によれば、親行の本は二回の時期を劃して成立してゐる。即ち第一次に成立した校本は清書以前に九帖だけ火災に遭つて焼失し、六帖はさる權威に貸してそのまゝ紛失してしまつた。合計十五帖を失つた親行は、後重ねて校合を加へ、嘉禎二年二月三日にその業を始め、建長七年七月七日に校合淨書の功を畢つた。一部の中始の巻は綾小路三位行能、終の巻は清範朝臣息女の筆になるものである。これが第二次の校本である。かくして河内本にはイ光行本、ロ親行初度本、ハ親行再度本の三種が存する譯である。尤も第三次に清書された十五帖といふ巻は如何なる巻であるか明かでない。従つて行能と清範息女とが手を分けて書いた巻が如何なる巻々であつたか勿論不明である。なほこの十五帖の巻については、後に再び考察して見たいと思ふ。

以上は主として記録又は傍證によつて河内本の性質を論じたものである。次に現存諸本の中から河内本を抽出して、その具體的な形態と性質とを考へ、これを前述の傍證に照合して見る必要がある。

B 河内本の形態とその性質

現存諸本の中から、いづれかの巻を河内本なりと斷定して抽出するがためには、先づ如何なる手續が必要であるか。

この問題は重大であるだけに特に一項を設けて詳説した。今はその方針のもとに進めた調査の結果を報告して見よう。

河内本を分別するが爲に、我々の取つた方法は、先づ紫明抄・原中最秘抄・(河海抄)花鳥餘情等の所謂河内方註釋書に引抄されてゐる源氏の本文を、出来るだけ多くの異本によつて校合し、その校合本の本文を、源氏物語諸本の本文に比較し、更にこれ等の本文の異同表を作製し、その異同の性質を考察して、單なる書寫の誤りなるか、他の複雑せる理由に基く誤りなるかを、百分率によつて統計を取り、これを以て河内本判定の第一規準とした。次いで信すべき奥書を有する本、例へば親行の奥書ある本、正嘉二年北條實時の奥書ある本(但しこれは未だ原本を現る。とを得ず。抄寫本によつた。)一條兼良の奥書ある本、同冬良の奥書ある本、禁裡御本(河州祕本)を以て連々書寫せし由の奥書ある本、東山御文庫藏の七毫源氏(後醍醐帝・愛好・淳辨・順阿・慶通・尊氏・爲明等各筆と稱せられ、世に辨雲本なりと云はれてゐるが、この本は系統上河内本であつて、純正なる辨雲本といふことは出来ない)平瀬家藏本等を比較して、第二の傍證となし、更に諸註に擧げたる青表紙・河内本分別條々を參考して第三の傍證となし、これ等を標準とすることによつて河内本なりや否やを斷定したのである。

右の手續によつて調査した結果、我々は現在までに三十數部の河内本にふれることが出來た。その大部分は未だ學界に知られざる新資料であるが、この限られたページの上に於て、これ等の諸本を一々解説することの出来ないのは遺憾である。元來河内本の形態に關しては、已に山脇穀氏の平瀬家本及び曼殊院本についての紹介と研究とが發表され、爾來この問題に言及した論文が少からず公表されてゐる。それ等の諸論文の大部分によれば、河内本と青表紙本との本文上の異同はさしてないかに思はれる。しかし實際はこの兩者は本文上特に著しい相違を有する。今一例として湖月抄を底本とし、葵の卷の異同を次に示す。(右傍に黒點あるものは本文の相違するものであり、括弧内にあるものは河内本の本文である)

世中かはりて後(は)よろづ物うくおぼされ、御身のやむことなさもそふにや(ひたまへば)かるくしき御しのびありき(など)もつゝまして(くおほさるれば)こゝもかしこもおぼつかなさのなげきをかさね給(へかめる)むくひにや、猶(ナシ)われにつれなき人の御心をつきせずのみ(ナシ)おぼしなげく(やめり)今はましてひま(かひ)なく、たゞ人のやうにてぞ(さしなら)ひおはしますを、今後はこゝろやましうおぼすにや(して)うちにのみ(こそ)さぶらひ給へば、立ならぶ人(だに)なう(く)心やすげなり。をりふしにしたがひては(の)御あそびなどを(もよをひどかしめづらしきさまに)このましう世のひどくばかりせ(くしな)させ給ひつゝ(なまめかしくなく)今の御有様しも(にぞはなやかに)めでたしたゞ(さまされる)春宮をぞいと戀しう(く)おもひきこえ(させ)給(ける)

右の一例でも分るやうに、河内本と青表紙系統の諸本との間には本文の異同が甚だくないが、これを五十四帖に互つて調査して見ると、各卷々によつて多少趣を異にする。即ち前半三十帖には異同が甚だ多く、後半二十數帖には比較的少いのである。尤も前半に於て初音、後半に於て柏木・鈴蟲・夕霧・竹川の諸卷は例外である。今これを表にして示せば次のやうである。・印を附したものは青表紙本との異同少き卷々である。

一桐壺	二帶木	三空蟬	四夕顔	五若紫	六未摘花	七紅葉賀
八花宴	九葵	一〇賢木	一一花散里	一二須磨	一三明石	一四浮標
一五蓬生	一六關屋	一七繪合	一八松風	一九薄雲	二〇權	二一乙女
二二玉鬘	二三初音	二四胡蝶	二五螢	二六常夏	二七篝火	二八野分
二九行幸	三〇藤袴	三一楓柱	三二梅枝	三三藤裏葉	三四若菜上	三五若菜下
三六柏木	三七横笛	三八鈴虫	三九夕霧	四〇御法	四一幻	四二匂宮
四三紅梅	四四竹河	四五橋姫	四六椎本	四七總角	四八早蕨	四九宿木

右に示したやうに、河内本の前半と後半とに本文の性質上の差異の生じた原因はどこにあるであらうか。今我々の推定することの出来るものは校訂に於ける親行の態度である。恐らく親行は光行の本（俊成本系統であつて定家本に近似す）を底本として、諸本を比較したものと思はれ、その比較の際、前半を特に精密にし、後半を粗略にしたものと想像される。しかれば何が故に前半後半の校合態度がかく異つたのであるか、その事情は全く不明であるが、或は當時存在した廿一部の諸本の後半の卷々が、相互に本文の異同がなく、従つて校合態度の精密なると粗略なるとを論ぜず、自然右の結果となつたのかも知れない。しかし、現存諸本の精密な比較研究の結果によれば、後半の卷々中にも、著しく本文の相違せる卷々を見出すことが出来るから、この推定は否定される。又五十四帖といふ大部の卷々を、前半の如き精密な校合態度で終始一貫する根氣と興味とを失ひ、後半は大略重要な部分の校訂に止めたとも解せられる。これは最もありさうな事である。又後半の部分は、後から缺脱した部分を補寫したのであるとも解せられる。前にあげた親行の奥書によれば、十五帖の卷々を或は焼失し或は他人に盗まれたとあり、その再度の校合の態度が、前回に比して精密を缺いてゐたのかも知れない。これ等の數々の事情の中のいづれかによつて、後半の卷々がかく青表紙本に近き本文を有するに至つたものと想像される。

次に河内本に於ける本文批評上最も重大な問題は松風の卷に對する疑義である。河内本と稱せられてゐる諸本を検討するに、この卷には二種の全く異なる本文が傳へられてゐる。第一種は正嘉二年本の系統であつて、これは全然青表紙本の本文であり、第二種は禁裡御本の系統であつて、これは全然青表紙本とは異なる本文である。今その兩者と、諸註の本文とを比較して二三の例を左に示す。（本行は第一種の本文、括弧内は第二種の本文）

一、見所ありてこまかなり。(さるやうありて) しんでんはふたげ給はず。異本紫明抄・河梅抄・花鳥餘情・三源(寛等は第二種の本文によれり)。

二、さるかたなる御しつらひどもしおかせ給へ(の御すみ所なり)り。異本紫明抄は第二種の本文によれり。

三、むかしは君の御おほぢ中務の宮ときこえける(し)が領じ給ひける所大井河のわたりに(おもしろき山ざと)ありける。
紫明抄は第二種の本文によれり。

右の例でも分るやうに、第一種は青表紙本の本文であつて、正嘉二年本、耕雲本の諸本はいづれもこの本文をもつてゐる。しかるにこれは紫明抄・花鳥餘情等の河内方註釋書の有する本文とは全く關係なきものであるのみならず、有力なる青表紙諸本と全然一致するものである。しかも前掲の表によつても分るやうに、松風の巻の前後は河内本・青表紙本相互の異同の最も多い所であつて、松風の巻のみがぼつんと孤立してゐるといふことは解し難きことである。この點よりして、我々は親行本の松風の巻は、正嘉二年書寫の時(もし正嘉二年本が實時の寫さしめた原本であるならば)已に青表紙本によつて補寫せられ、その系統の本が耕雲によつて寫されたと同時に、補寫でない本、即ち禁裏御本の如き本が別に傳はつてゐたものと解したのである。尤も仙源抄によれば、紫明抄の傳へた河内本と、水原抄の傳へた河内本とに、多少の差異があるのではないかと疑はれる節がある。けれどもその一方が全然青表紙本に一致するほどの相違があらうとは考へられない事である。よつて正嘉二年本の松風の巻を、單に書寫年代の古いといふ理由のみでは、河内本なりとは斷定し難いとしなければならぬ。因みに我々はまだこの本の原本(現に尾州徳川家に秘藏せらる)を見ることが出来ないが、この本は實隆公記明應五年十月四日の條に(括弧内は割註)

宗高法師來話源氏物語本(常徳院殿御物河内守親行加二字件本越後守貞時歟。前代也。正嘉年中課人々書寫之本也。越州刺史

判在之) 桐壺等木柏木鈴蟲(故實顯卿筆也。十卷欠分普廣院殿御代被書續云々) 夢浮橋卷等持來之。一見尤有異。

鑑者云宗高法師とは、前田家本原中最勝抄の奥書によりて、行阿の子孫であり、常徳院即ち將軍義尚の家臣たりし人であり、義尚より最勝抄を書寫し上るやうの命をうけ、延徳二年その歿後に於て書寫を畢つた桑門經月宗高の事である。和田博士藏の仙源抄奥書によりて、明應三年六十四歳なりし事を知る。

と見える本と同本であらうか。さすれば、この本には少くとも十卷の缺帖があり、それが普廣院即ち將軍義教の時に補寫されてゐる筈である。徳川家本は北條實時が當時の名筆に依託して寫さしめた原本であるか、又はそれを摸寫した本であるか、もし前者であり、實隆公記の記事が信ぜられるのであるならば、たしかに十帖の補寫の部分が存する筈であり、學問上これは十分吟味される必要があると思はれる。

次に河内本の校訂の態度は、校本といふよりも、むしろ定本を作らうとする意圖のもとになされたと考へられる。親行は廿一部の諸本の本文を、自らの見識によつて(勿論その學殖は信賴するに足るけれど)取捨選擇して、所謂親行本といふ異本を作つたのである。それ故河内本に於て源氏物語自體の本文は、不純になつて來たのであるが、しかしそれだけに分り易く通りやすい本文となつた。例へば花宴の卷に(本行青表紙本、括弧内河内本)

道々の物の上手どもおほかる。(りける)ころほひ。(なるに)くはしう。(く)知(きこ)しめし。(いれて)ととのへさせ給へるけなり。(りけるとなむ見たまへし)翁もほとほと舞ひ出でぬべき心地なむし侍りしと聞え給へば、ことに。(わざと)ととのへ行ふ。(いとなむ)ことも侍らざりき。ただおほやけ事にしうなる。(かたむ)物の師どもを、ここかしに。(かしこく)尋ねいでて侍りしなり。よろづの事よりは柳花苑なむまことに後代のためしともなりぬべく見給へしに。(き事と見侍しを)ましてさかゆく。(る)春に立ち出でさせ給へらましかば、世の面目にや。(ナシ)侍らまし。

とあるのを見ても明瞭である。ことに「さかゆく(る)春」とあるのは、河海抄に「古今 今こそあれわれも昔は男山さかゆく時もあり來しものを。水原抄云此歌詞違文歟。但定家卿所覽本さかゆく時とありける歟云々。今案兩賢

釋共以不究淵源歟。此事祕說あり」と記し、珊瑚祕抄に於て、續日本後記承和十二年正月、尾張濱主が清涼殿前に於て長壽樂を舞ひ、「於岐那度天和飛夜波遠良無久左母支毛散可由留登岐爾伊天云萬毘天牟」とうたつたその故事による事を指摘してゐる所であつて、「さかゆく」よりも河内本の如く「さかゆる」とある方が正しいやうに、一般に河内本の方が通りやすき本文を持つてゐると云ふことが出来ようと思ふ。

C 耕雲本の形態とその性質

耕雲本とは花山院長親（耕雲と號す）が勝定院即ち將軍義持の命によつて、朱墨の簡單なる臆説を記し、各卷の卷末に和歌一首を詠じて上つたものである。明星抄に「此本ハ勝定院ノ仰ニ依テ書朱墨ヲ加ラル、ト云々」とある本のことである。宮内省圖書寮藏の源氏小鏡に「せうぢやうわんのへ、こう雲しん上」とあり、廣島文理科大学藏本に「源氏小鏡、勝定院殿、耕雲進上之」とあり、類從本原中最祕抄の奥書に、

原中最祕抄者光源氏物語先覺行阿法師所撰述也。補苴紫明水原之罇瀾包羅和漢典策之舊事可謂動矣。今依台命芟夷其繁辭撮取其典要以便後學之觀覽。仍詠和歌二章以擬跋語云。

一本をちぢにそめなす紫の色をみながらく人やなき。

そこふかき君が心の源をうつす水壺あともたえせじ。

耕雲山人明魏 朱印

筆者云 松浦伯翳家藏の本には、朱印の印形現存せりと雖も信じ難し。

とあり、塙氏舊藏、和田英松博士藏の仙源抄奥書に、

此鈔者長慶院法皇製也。源氏物語五十四帖中祕訣只此一冊中究而盡矣。可謂簡而要説。今依台命拭老眼繕寫之畢。因詠一首擬

跋云々。

山水のその源をきよめてぞちちの流もこらざりける。

耕雲山人明魏誌

とあるより推して、耕雲が源氏學者であると共に、將軍義持と學問上の交友關係に在つたことが分るのである。前記の奥書に「依台命」とあるのは、義持の命によつての意である。耕雲本源氏物語の中で最も完備した寫本は冬良の奥書のある有栖川王府の御本であるが、その桐壺の卷に、

源氏物語五十四篇數千萬言陶鑄尊卑男女之情狀龍羅笠墳漢策之言意雖是倭國假字之常語而解其奧祕者古來鮮失失歟。勝定院殿御事也。今追台命之重
祖陳應說每篇各詠和歌一首以括其樞要蓋擬史記索隱述贊云。

ことのはのちちのなさけもきりつぼの秋のこゝろやはじめなりけん。

耕雲山人明魏誌

とあるによつて成立事情は明白である。

さてこの本が義持に進められたのは何時であるか不明であるが、已に「小鏡」の註に「勝定院殿へ」とある所から推せば、義持出家後の事であらう。義持の出家は應永三十年四月廿五日、卅八歳の時の事であり、その薨去は同三十五年正月十八日の事であるから、本書もまたその間四五年間に進められたものと見るべきであらう。

耕雲本は如何なる性質の本であるかは、まだ何人によつても明白にされてゐない。前記有栖川王府の御本には、耕雲の跋の次に、

本云

朱點并註書等同月五日六日寫之了。

同十一月七日 禁裏御講尺也 一條大開
兼良公 持參本一字無相違。

本云

借請按察中納言親長 本書寫之校合了。

寛正三年四月十三日

右近中將藤原實淳

本云

申出 禁裏御本 件本や先年書寫之本徳大寺大納言實秋卿（于時中將）以之本被書寫了
禁裏御本并予本（昨靈奥書正本）等今總失是件徳大寺本被召置棄也

文明十一年九月十日染筆同十六日終功訖。

正二位行陸奥出羽按察使 藤原親長 五十六歳

なる三つの奥書がある。これ等によつて、次の事實が明白である。

一、所謂耕雲本の原本は寛正二年十一月の頃は禁裏に秘藏されてゐた。

二、禁裏御本の本文は清水谷大納言實秋卿 （公卿補任云應永廿七年四月廿日任權大納言同廿一日薨） の自筆であり、耕雲の自筆ではなかつた。

三、註書は耕雲及び故飛鳥井中納言入道宋雅等の自筆が相交つてゐた。

四、奥書及び和歌等はすべて耕雲の自筆であつた。

五、禁裏御本の中桐壺の巻は寛正二年十一月三日から四日までの間に甘露寺親長によつて書寫され、同五・六兩日、朱點並びに註書等が書寫された。

六、同十一月七日禁裡に於て一條兼良の講釋があつたが、その時兼良の持參本は、親長の書寫本と一字の相違もなかつた。

七、寛正三年四月十三日、徳大寺實淳が親長の本を借りて書寫し校合した。

八、禁裡御本及び親長の轉寫本はその後焼失した。よつて親長本より轉寫した徳大寺實淳の本が禁裡に召置かれた。

九、親長はその禁裡の御本を拜借して、文明十一年九月十日より十六日までの間に、再び書寫した。

等の事實が明白になつた。

さて右の如き事實からして、耕雲本の形態上の特質は、(一)耕雲の識語のあるべきこと、(二)耕雲の跋歌が各卷の後に存すべきことの二點である。現存諸本では各卷の奥に長享二年秋一條冬良の奥書を有する前記有栖川王府御藏の本があり、永正十四年より十七年までの間に邦高親王をはじめとする當時の名筆が分擔して書いた本がある。曼殊院藏の零本三帖は、耕雲自筆本と稱せられてゐるがその當否を知らぬ。かつて河内本として紹介された帝國圖書館藏の蜻蛉の卷は實は王府本の轉寫本である。これ等の諸本の中最も系統の正しいものは云ふまでもなく王府御本であるが、この本は夢浮橋の奥に「抑故禪閑感動俊通之庶幾而仍令許此道重事執心之餘蒙諸彦之筆助令全備之可爲證本仍每冊加毫端者也 長享二年季秋上澣 關白内大臣」と冬良の識語があり、五十四帖全部完備したものである。今耕雲本の形態に關する概念を明確にするために、これ等の諸本の各卷の奥に存する耕雲の跋歌をあげて見よう。

桐壺——ことの葉の千々の情けもきりつぼの秋の心やはじめなりけん。

帚木——本云此卷無耕雲之歌。

空蟬——かずならぬ身をうつせみのから衣うすきになしてなにうらみけん。

夕顔——おく露のはかなくきえし夕がほはげにくちをしの花のちぎりや。

若紫——すゑつひにふかさぞまさる紫の一もとゆゑにそめし心は。

末摘花——深からぬ心ぞ見えしくれなるのすゑつむ花の色やあせたる。

紅葉賀——神無月みゆきの庭の舞の袖かざす紅葉は色なかりけり。

花宴——はては又須磨の別れになげくかなおぼろ月夜の花の名残を。

葵——うかりけるものみ車の我からにめぐりあふひの今日もうらめし。

櫛——たのめめや手折る櫛のことの葉はかはらずながら變る心を。

花散里——袖の香をのちしのべとや橘の花ちるさにやどをかりけむ。

須磨——しほなれてほさぬ涙の衣手を誰かみとせのすまのうら人。

明石——明石渦よその恨の袖ぬれて松よりこえし浪の心よ。

澤標——袖ぬらす今日はうき世の身をつくしのちにぞふかきしるしをも見し。

蓬生——里は荒れて水をあらそふ蓬生のもとの心にわけしわりなさ。

關屋——なほぞうき行きあふ坂の名のみしてむねにせきやる下の涙は。

繪合——なにとかはまこと少き繪合のその勝負をしひてさだめむ。

松風——ことかよふ契りもたえぬ中の緒になげき加はるみねの松風。

薄雲——おもかげの立ちそふさへにかなしきは消えし煙のあとの薄雲。

槿——ほのかにも見るべき花のあさがほをいかにへだつるきりの籬ぞ。

乙女——古の雲の通ひ路あとふりぬをとめの姿今は忘れよ。

玉鬘——夕顔のなごりの露の玉鬘いかなるすぢに又亂れけむ。

初音——鶯の初音のけふの姫小松聞かばや見ばや千代の春まで。

胡蝶——よしやその遊ぶ胡蝶の夢の世に見はてぬ花の春のさかりは。

螢——われもまた思ひにもえてかこつかな面影見せし夜半の螢を。

常夏——誰か知るもとの垣根は荒れはててこなつかしき花の形見を。

篝火——光なき胸の炎の知られねば燃ゆとや見けるよその篝火。

野分——野分せし秋の籬の花の香を我もしをれて物おもへとや。

行幸——ふりにけるみゆきのとぞ小鹽山たえなんとする道いかにせむ。

藤袴——紫のゆかりもつらし藤袴やつるる露のかごとばかりは。

眞木柱——楨柱立ち離れても身にそふは人にゆづらぬ涙なりけり。

梅枝——春の色ものどかにうたふ梅ヶ枝に又聲そふる宮の鶯。

藤裏葉——今日はまた浅き契りの色もなし藤の裏葉のうらみ残すな。

若菜上——今日は先づよそちの若菜つみそめつ老いず死なすの春を契らむ。

若菜下——本云此卷無耕雲歌。

柏木——うかりける誰がねぎごとの果てならむしげき敷の森の柏木。

横笛——つたへ來て調べ變らぬ横笛に昔をしのぶ音をや添へけむ。

鈴蟲——ふりすてしもの憂世の秋とだに忘れむとすれば鈴蟲の聲。

夕霧——心さへ暗れぬゆききに迷ふかな夕霧ふかき小野の細道。

御法——さりとともと頼む御法の運す葉になど影とめぬ露の命ぞ。

幻——幻にいざこととはむ別れにしたまの行方はいりやなしやと。

（雲隠）——みるや如何に心の月の雲がくれかくれぬ物をもとの光は。

匂宮——にほふ梅かほる櫻も色々によしやあだなり花もひと時。

紅梅——紅の梅さく窓は心せよひまもとむなりよその春風。

竹川——深からぬ契知らるる竹川の行末たのむ一ふしもなし。

橋姫——今みても袖こそぬるれ橋姫の心くまるる宇治の川水。

椎本——散はてし椎がもとこそあはれなれ立ちよる影もあらし吹きけり。

總角——つひにさて心もとけぬ總角のなどなほざりによりあひにけむ。

早蕨——をりふしの移るを見てもかなしきは忘れがたみにつめる早蕨。

寄生——世を秋のたよりうれしき宿木に何ともよほす袖の時雨ぞ。

（一名かほ鳥）——あはれなど昔おほゆるかほ鳥を同じ茂みに猶尋ねけむ。

東屋——東屋の程なかるべき契り故袖ぬらせとのあまそそぎ哉。

浮舟——一方によるべ定めぬ浮舟のうき名をさへに流しけるかな。

蜻蛉——蜻蛉のあるかなきかの身を知らば人の憂世をさのみなげかじ。

手習——水蛭のあとほかなき手習に涙ながらや書き流すらむ。

夢浮橋——あり無しの二つにわたる道たえてみしはきのふの夢のうきはし。

（一名法の師）——色にそふ心の主を尋ねみよ法のしるべは外にやはある。

次に耕雲本の本文系統は、青表紙本なるか、河内本なるか、又は兩者以外の別本なるか。この問題に關して、明星抄以下の説は別本なることを主張した。これに對して金子元臣氏は河内本なることを主張されたが、我々もまた金子氏の主張に従ふものである。例へば竹川の卷末尾の文章に關して弄花抄は「宰相はとかくつきくしく。私宰相はと

かくつきくしの詞耕雲本には無之。歎き給へるにて終る」とあり、細流抄・孟津抄・紹巴抄・萬水一露みなこれを引用してゐるが、實は河内本も同様であつて、敢て耕雲本のみの特徴ではない。かく耕雲本の本文は河内本と一致する。しかし、さう斷定する前に一つの例外を認めておかなければならない。それは耕雲本中に、河内本にあらざる卷が八帖混入してゐることである。それは松風・橋姫・宿木・東屋・浮舟・蜻蛉・手習・夢浮橋である。右の中、松風は前にものべたやうに全然青表紙本と一致するが、橋姫以下六帖は、全く青表紙本にもあらず、河内本でもない別本である。勿論正嘉二年本の系統でもなく、禁裡御本の系統でもない。しからば、この數帖が、何故に河内本と相違するか、これは最も興味ある問題であり、或は親行が清書以前に於て失つた十五帖と何等かの關係があるかも知れない。しかし今の所これを證明すべき資料の全然皆無であるのは遺憾である。

前述の如く耕雲本の數帖は、青表紙本とも、河内本とも異なる本文を有する別本であるが、その一例として蜻蛉の卷の一節を左に示す。本行に示したのは青表紙本（二樂軒自筆本）であり、●點を附したのは耕雲本と異なるものであり、括弧内は耕雲本の本文を示す。但し△印を附したのは河内本と青表紙本との相違を示すものである。

それもいつまでと、心ぼそくおほす。(ナシ)宮もかくれなきものから、へだて給(○△へる)もいと心(ナシ)苦しければ、ありしさまなど、すこしはとりなほしつゝかたりきこえ給。かくし給しがつかかりしなど、なきみわらひみきこえ給(ナシ)にも、こと人よりはむつまじく(う)あはれなり。ことくしくうるはしく(う)て、れいならぬ御事(心ち)のさまも、(ナシ)おどろきまどひ給所にては、御とぶらひの人しげく、ちゝおとと、せうとの君たち、ひまなきもいとうるさき(ナシ)に、こゝ(○に)はいと心やすく、なつかしくぞ(う)おぼされける。

右の例によつても分るやうに、耕雲本の中の數帖は河内本にもあらず、青表紙本にもあらずる別本である。この點

のみより見れば、「耕雲本、河内本ニモ非ズ、青表紙ニモ非ズ、一樣各別之本也」と云つた明星抄の説は正しいと云はなければならぬ。

最後に耕雲本に關する學問上の一つの疑問として提出しておくべき事がある。それは耕雲自筆書入本として、所謂耕雲本にあらざる保坂氏藏の古寫本薄雲・朝顔の二帖の存することである。それは二條爲氏筆と稱せらるる本であり、明かに鎌倉中期の古寫本であつて、その本文は河内本でも青表紙本でもない全く別系統のものである。これに對して墨筆にて青表紙本との精密な對校が試みてあり、朝顔の卷末には跋歌があり、自筆と信すべき署名と花押とが存する。萬一耕雲自筆でないとしても、その時代のものであることは、ほとんど疑ふ餘地のない所で、恐らく自筆本から直ちに轉寫されたものであらう。又自筆とすれば、耕雲は所謂耕雲本以前又は以後に於て源氏を校合し、その卷末の所々に跋歌を附したものと推定される。但しこれ等は學問上重要な問題たるにかゝはらず、全く一つの推定に止まり、從つてなほ未決の疑問として殘されるべきものである。この疑問が明かにされるためには、今後もつと新しい多くの資料によつて嚴密な検討がくりかへされなければならない。

現存諸本中、河内本にもあらず青表紙本にもあらずる全然別系統の本は甚だ多く、その系統的研究はきはめて重要ではあるが、限られたページの都合上、こゝではその部分をば全部削除することにした。なほ本稿には現存諸本の系統に關して一々解説する餘裕がなかつたが、それは他日詳細に報告する機會があると思ふ。本稿は系統論の基礎となるべき、河内本・青表紙本の形態に關する研究の一面のみに止めて筆を擱くことにする。(昭和七年十二月十日稿)